

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成25年 5 月17日
【計算期間】	第 3 期（自 平成24年 8 月21日 至 平成25年 2 月20 日）
【ファンド名】	レオス・アジアセレクト株式ファンド
【発行者名】	レオス・キャピタルワークス株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 岩田 次郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目11番 1 号
【事務連絡者氏名】	高橋 修
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目11番 1 号
【電話番号】	03-6266-0124
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

ファンドは、香港籍の米ドル建て外国投資信託及び親投資信託の受益証券（以下「投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とし、投資信託証券への投資により、実質的にアジア諸国の株式に投資します。また、併せてわが国の公社債、短期金融商品へ実質的に投資し、投資信託財産の成長を目指して運用を行ないます。

②信託金の限度額

1,000億円を限度として信託金を追加できるものとします。ただし、受託会社と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

③基本的性格

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する方針」に基づく、ファンドの商品分類及び属性区分は以下のとおりです。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信 追加型投信	国内	株 式
	海外	債 券
	内 外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル ()		
一般				
大型株	年2回	日本		
中小型株				
債券	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ()
一般				
公債	年6回	欧州		
社債	(隔月)			
その他債券		アジア		
クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	オセアニア		
不動産投信			ファンド・オブ・ ファンズ	なし
日々		中南米		
その他資産 (投資信託証券)	その他 ()	アフリカ		
資産複合 ()		中近東 (中東)		
資産配分固定型				
資産配分変更型		エマージング		

ファンドは、投資信託証券を主要投資対象とするファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行なうため、属性区分におけるファンドの投資対象資産は、「その他資産（投資信託証券）」となり、商品分類における投資対象資産（収益の源泉）である「株式」とは分類・区分が異なります。

商品分類及び属性区分の定義につきましては、下記をご覧ください。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でもご覧いただけます。

〔商品分類表の定義〕

《単位型投信・追加型投信の区分》

（１）単位型投信

当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンドをいう。

（２）追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

《投資対象地域による区分》

（１）国内

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

（２）海外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

（３）内外

目論見書または投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

《投資対象資産による区分》

（１）株式

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

（２）債券

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

（３）不動産投信（リート）

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

（４）その他資産

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記（１）から（３）に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。

（５）資産複合

目論見書または投資信託約款において、上記（１）から（４）に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

〔属性区分表の定義〕

《投資対象資産による属性区分》

（１）株式

①一般

次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

②大型株

目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

③中小型株

目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

（２）債券

①一般

次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

②公債

目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。

③社債

目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

④その他債券

目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

⑤格付等クレジットによる属性

目論見書または投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

（３）不動産投信・・・これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

（４）その他資産・・・組入れている資産を記載するものとする。

（５）資産複合・・・以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

①資産配分固定型・・・目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

②資産配分変更型・・・目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

《決算頻度による属性区分》

（１）年１回

目論見書または投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいう。

（２）年２回

目論見書または投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいう。

（３）年４回

目論見書または投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいう。

（４）年６回（隔月）

目論見書または投資信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいう。

（５）年１２回（毎月）

目論見書または投資信託約款において、年１２回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。

（６）日々

目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

（７）その他

上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

《投資対象地域による属性区分（重複使用可能）》

（１）グローバル

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

（２）日本

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

（３）北米

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

（４）欧州

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

（５）アジア

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

（６）オセアニア

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

（７）中南米

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

（８）アフリカ

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

（９）中近東（中東）

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

（１０）エマージング

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

《投資形態による属性区分》

（１）ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。

（２）ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

《為替ヘッジによる属性区分》

（１）為替ヘッジあり

目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるものをいう。

（２）為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいう。

《インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分》

（１）日経225

（２）TOPIX

（３）その他の指数・・・上記指数にあてはまらない全てのものをいう。

《特殊型》

（１）ブル・ベア型

目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。

（２）条件付運用型

目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

（３）ロング・ショート型／絶対収益追求型

目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追及を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

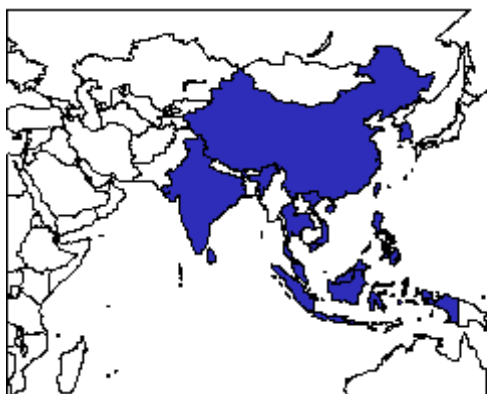
（４）その他型

目論見書又は投資信託約款において、上記（１）から（３）に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

④ファンドの特色

・アジア諸国等の株式に投資します。

アジア諸国等の潜在的に高い成長力のある企業を主要投資対象として、ハモン・アセット・マネジメント・リミテッドが戦略的運用を行なう外国投資信託の受益証券に投資することで、実質的にアジア株式に投資します。また親投資信託の受益証券を通じて、日本の公社債、短期金融商品への投資を行ないません。

**投資対象国**

香港、中国、マレーシア、インドネア、
タイ、シンガポール、韓国、台湾、
フィリピン、インド、ベトナム、スリ
ランカなど

- ・ファンド・オブ・ファンズ形式で運用します。

ファンドは外国投資信託「ハモン・セレクトッド・アジア・ポートフォリオ（香港籍/米ドル建て）」と「レオス・マネーマザーファンド」に投資するファンド・オブ・ファンズ形式です。原則として、「ハモン・セレクトッド・アジア・ポートフォリオ（香港籍/米ドル建て）」の受益証券の組入比率を高位に保つことを目指します。

- ・ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行ないません。
- ・ 年2回決算を行い、収益を分配します。

年2回、2月、8月の各20日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

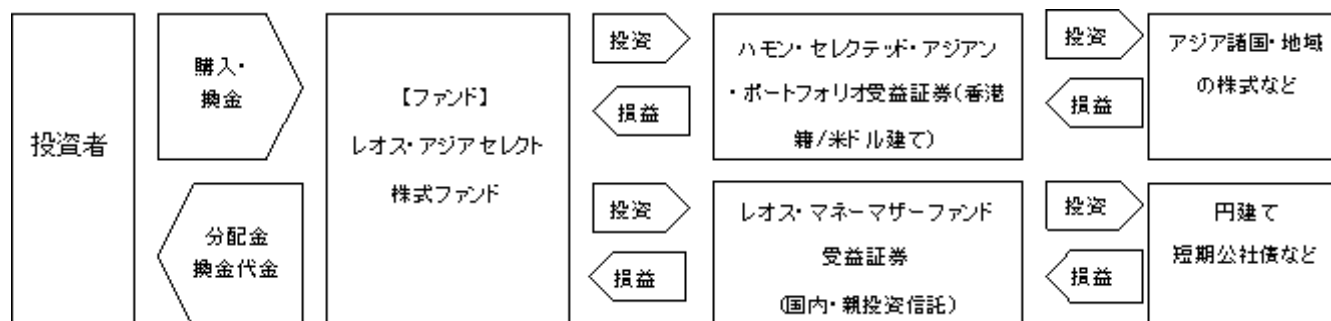
※分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

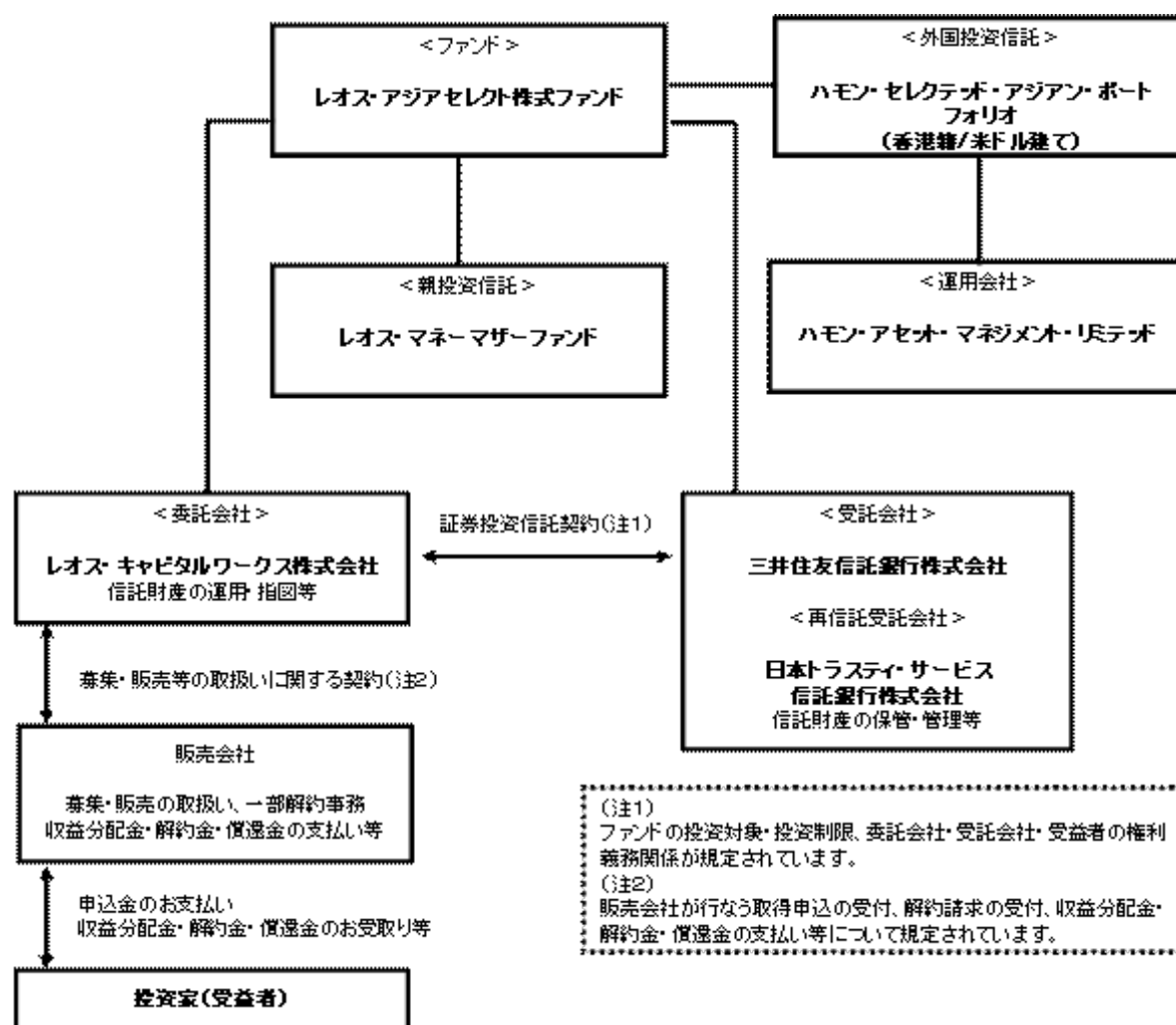
平成23年9月12日 投資信託契約締結、設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

①ファンド・オブ・ファンズ形式



②ファンドの関係法人とその役割



③委託会社の概況

1. 名称

レオス・キャピタルワークス株式会社

2. 本店の所在の場所

東京都千代田区丸の内一丁目11番1号

3. 資本金（平成24年10月末現在）100,000千円

4. 委託会社の沿革

平成15年(2003年) 4月16日 レオス株式会社として設立

平成15年(2003年) 8月19日 投資顧問業登録(関東財務局長第1159号)

平成15年(2003年) 9月1日 レオス・キャピタルワークス株式会社に商号を変更

平成19年(2007年) 9月26日 投資信託委託業認可取得(内閣総理大臣第80号)

平成19年(2007年) 9月30日 金融商品取引業者登録 関東財務局長(金商)第1151号

平成21年(2009年) 2月5日 株式会社ISホールディングスに第三者割当増資を実施

5. 大株主の状況（平成24年10月末現在）

名 称	住 所	持株数	持株比率
株式会社 I S ホールディングス	東京都 千代田区丸の内一丁目11番1号	19,068株	99.9%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

①基本方針

ファンドは、投資信託証券を主要投資対象とし、投資信託財産の成長を目指して運用を行ないます。次の「主な投資対象」を称して、「投資信託証券」といいます。

②運用方法

a.主な投資対象

外国投資信託「ハモン・セレクトッド・アジア・ポートフォリオ（香港籍/米ドル建て）」の受益証券

親投資信託「レオス・マネーマザーファンド」の受益証券

b.投資態度

イ.主として、投資信託証券への投資を通じて、実質的にアジア株式及びわが国の公社債、短期金融商品への投資を行ないます。

ロ.原則として、「ハモン・セレクトッド・アジア・ポートフォリオ（香港籍/米ドル建て）」の受益証券の組入比率を高位に保つことを目指します。

ハ.外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行ないません。

ニ.資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類(約款第16条)

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a.次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ.有価証券

ロ.金銭債権

ハ.約束手形

b.次に掲げる特定資産以外の資産

イ.為替手形

②運用の指図範囲等(約款第17条)

a.委託会社は、信託金を、主として香港籍の米ドル建て外国投資信託である「ハモン・セレクトッド・アジア・ポートフォリオ」の受益証券及びレオス・キャピタルワークス株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である「レオス・マネーマザーファンド」の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるもの及び金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、以下「投資信託証券」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

イ.コマーシャル・ペーパー及び短期社債等

ロ.外国または外国の者の発行する証券または証書でイ.の証券の性質を有するもの

ハ.国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券及び短期社債等を除きます。）

ニ.外国法人が発行する譲渡性預金証書

ホ.指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、ハ.の証券を以下「公社債」といいます。公社債にかかる運用の指図は、買い現先取引（売戻条件付買入れ）の限り行なうことができるものとします。

b. 委託会社は、信託金を、a. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされるイ. からニ. に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

イ. 預金

ロ. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

ハ. コール・ローン

ニ. 手形割引市場において売買される手形

c. a. の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還及び投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、b. のイ. からニ. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

d. a. に規定する「短期社債等」とは、次に掲げるものをいいます。

イ. 社振法第66条第1号に規定する短期社債

ロ. 保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債

ハ. 資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債

ニ. 信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債

ホ. 農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債

ヘ. 一般振替機関の監督に関する命令第38条第2項に規定する短期外債

※ 投資対象とする投資信託証券の詳細につきましては、後述の（参考）投資対象とする投資信託証券の概要をご参照ください。

（参考）投資対象とする投資信託証券の概要

1. ハモン・セレクトッド・アジア・ポートフォリオ（香港籍／米ドル建て）

設定日	1989年11月22日
基本方針	アジア諸国・地域（日本除く。）の株式（預託証券等を含む）に戦略的な投資を行なうことにより、信託財産の成長を目指します。
投資対象	主として、香港、中国、マレーシア、インドネシア、タイ、シンガポール、韓国、台湾、フィリピン、インド、ベトナム、スリランカなどアジア諸国・地域の企業及び他の海外市場に上場しかつアジアで主に事業展開する企業の株式（これらに準じるものを含みます）に投資を行ないます。なお、域外企業への投資は純資産の10%程度を上限とします。
主な投資制限	①同一企業が発行する企業の株式への投資は、ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。 ②未上場証券への投資は、ファンドの純資産総額の15%を超えないものとします。 ③ヘッジ目的以外のオプション、ワラントへの投資は、ファンドの純資産総額の15%を超えないものとします。
外国投資信託の費用	運用会社報酬：年1.85% 管理報酬（上限）： 年0.28%（純資産総額が最初の1億米ドルまで） 年0.25%（純資産総額が1億米ドル超の部分） 但し、最低月/6,000米ドルがファンドの純資産から支払われます。
運用会社	Hamon Asset Management Limited
管理会社	HSBC Institutional Trust Services(Asia) Limited

（注） 外国投資信託の運用会社報酬は年率1.85%となっておりますが、代行手数料相当分である1.10%については、当ファンドに割戻しされるため、実質的な運用会社報酬は年率0.75%程度となります。

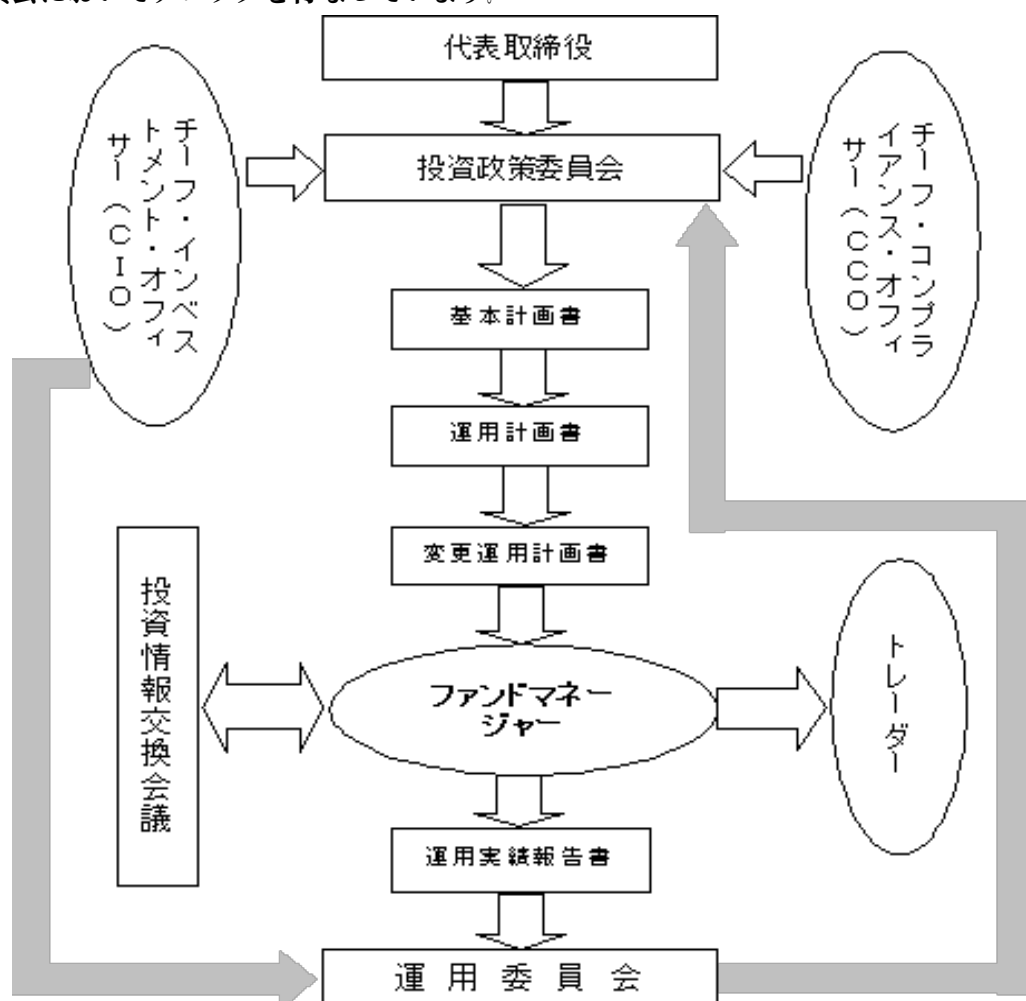
2. レオス・マネーマザーファンド

設定日	平成22年11月10日
基本方針	主としてわが国の公社債への投資により、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。 なお、ベンチマークはありません。
主な投資対象	本邦通貨表示の公社債を主要投資対象とします。
主な投資制限	①株式への投資制限 株式への投資は、転換社債の転換及び新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限ります。 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ②投資信託証券への投資制限 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ③同一銘柄の株式への投資制限 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
信託報酬	ありません。
委託会社	レオス・キャピタルワークス株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

（３）【運用体制】

ファンドの運用体制は、次のとおりです。

ファンドの運用執行は、ファンドマネージャーが策定し、投資政策委員会において審議・決定された「運用計画書」にしたがい、ファンドマネージャーが行ないます。また、法令、信託約款及び社内規程等の遵守状況については、チーフ・コンプライアンス・オフィサー（ＣＣＯ）及びコンプライアンス部長が、投資政策委員会においてチェックを行なっています。



＜代表取締役＞

- ・投資政策委員会の委員長として、「基本計画書」、「運用計画書」、分配政策等を決定します。

＜チーフ・インベストメント・オフィサー（ＣＩＯ）＞

- ・運用委員会の委員長となり、主として、運用にかかわる組織運営、ファンドマネージャーの任命・変更及び運用状況の把握等を行ないます。

＜投資政策委員会＞

- ・代表取締役、取締役、チーフ・インベストメント・オフィサー（ＣＩＯ）、チーフ・コンプライアンス・オフィサー（ＣＣＯ）、運用部長、コンプライアンス部長、管理部長、営業部長等がメンバーとなり、原則として、毎月１回会議を開催します。
- ・「基本計画書」、投資環境の分析、市場動向の見通し等をふまえて原則として毎月作成する「運用計画書」等を審議・決定するほか、運用実績や運用リスクの調査分析を行ないます。
- ・コンプライアンスの観点から計画書の検証も行なわれます。

＜ファンドマネージャー＞

- ・「基本計画書」、「運用計画書」を策定し、投資政策委員会へ提出します。
- ・投資政策委員会において決定された「基本計画書」、「運用計画書」にしたがって運用を行ない、運用実績について「運用実績報告書」を作成し、運用委員会に提出します。

＜運用委員会＞

- ・チーフ・インベストメント・オフィサー（C I O）、運用部長、ファンドマネージャーがメンバーになり、原則として、毎週会議を開催します。
- ・ファンドマネージャーが作成した「運用実績報告書」に基づき、運用状況をチェックします。
- ・ファンドの運用実績及び運用リスクの調査・分析等ならびに投資助言業務に係る助言方針と助言状況等をチェックします。

<投資情報交換会議>

- ・チーフ・インベストメント・オフィサー(C I O)、運用部長、ファンドマネージャー、運用部員等がメンバーとなり、原則として、週1回以上会議を開催します。
- ・信託財産の運用にかかわるあらゆる事項（社会・経済、政治、企業、海外動向等）について討議し、情報を交換します。ファンドマネージャーは、その討議内容を参考にして運用します。

<チーフ・コンプライアンス・オフィサー(C C O)>

- ・コンプライアンス面から、当社の運用業務及びコンプライアンス部の統括を行ないます。
- ・コンプライアンス部長とともに投資政策委員会に出席し、審議内容についてチェックします。
- ・コンプライアンス部の報告等に基づき、必要に応じて運用にかかわる業務改善を指示・命令します。

<トレーダー>

- ・トレーダーは、ファンドマネージャーからファンドに係る有価証券等の売買等の依頼を受け、取引を実行します。
- ・トレーダーには、法令諸規則に則り、コンプライアンスに配慮して、発注業務等を行なうことが社内規程で義務付けられています。

当社は、信託財産の適正な運用の確保及び受益者との利益相反の防止等を目的として、各種社内諸規程を設けております。

ファンドの運用体制等は、平成25年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

１．収益分配方針（運用の基本方針 ３．収益分配方針）

年２回、２月及び８月の各月の２０日（それぞれ休業日の場合は翌営業日）に決算を行ない、原則として、以下の方針に基づき収益分配を行ないます。

①分配対象額の範囲

繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

②分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案のうえ決定します。ただし、分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行なわないことがあります。

③保留益の運用方針

収益分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行ないます。

２．収益の分配方式（約款第35条）

①投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

（i）利子及びこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）とレオス・マネーマザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の投資信託財産に属する配当等収益のうち投資信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

（ii）売買損益に評価損益を加減して得た利益金額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②①におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

③毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

３．収益分配金の支払い

①ファンドの決算日

毎年２月２０日、８月２０日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

②分配金の支払い

a. 一般コースの場合、収益分配金は、決算日から起算して、原則５営業日までに販売会社を通じて支払いを開始します。

b. 自動けいぞく投資コースの場合、収益分配金は無手数料で再投資されます。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権では取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、取得申込者としします。）に支払われます。自動けいぞく投資コースの場合、税引き後無手数料で再投資され、これにより増加した受益権は、振替口座簿に記載ま

たは記録されます。

（５）【投資制限】

１．信託約款に定める投資制限

①投資信託証券への投資割合（運用の基本方針 ２．運用方法 （３）投資制限）

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

②株式への投資割合（運用の基本方針 ２．運用方法 （３）投資制限）

株式への直接投資は行いません。

③外貨建投資への投資割合（運用の基本方針 ２．運用方法 （３）投資制限）

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

④特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第20条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑤外国為替予約取引の指図及び目的（約款第21条）

委託会社は、投資信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

⑥資金の借入れ（約款第28条）

(i) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用を行なわないものとします。

(ii) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

(iii) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。

(iv) 借入金の利息は、投資信託財産中から支弁します。

３【投資リスク】

（１）[投資リスク]

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式などの値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。

したがって、受益者の投資元本は保証されるものではなく、これを割り込むことがあります。

委託会社の運用により生じるこうした基準価額の変動による損益は、すべて受益者に帰属します。受益者には、ファンドの内容・リスクを十分にご理解のうえ、ご投資の判断をしていただくよう、よろしくお願い申し上げます。なお、下記のリスクはすべてのリスクを網羅しているわけではありませんので、ご注意ください。

①株価変動リスク

一般に株式の価格は、個々の企業の活動や業績、国内および国外の経済・政治情勢などの影響を受け変動するため、株式の価格が下落した場合には基準価額は下落し、投資元本を割り込むことがあります。

②流動性リスク

投資対象とする外国投資証券および有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引が行なえない、または取引が不可能となる場合が生じることを流動性リスクといいます。

この流動性リスクの存在により、組入銘柄を期待する価格で売却あるいは取得できない可能性があり、この場合、不測の損失を被るリスクがあります。

新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。

③信用リスク

有価証券等の発行者や有価証券の貸付け等における取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想される場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となることを信用リスクといいます。投資した企業等にこのような重大な危機が生じた場合には、大きな損失が生じるリスクがあります。

④為替変動リスク

外貨建資産を組み入れた場合、当該通貨と円との為替変動の影響を受けます。

為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。

実質的な組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

特に、新興国の為替レートは短期的に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。

ファンドにおいて、外貨建資産については、原則為替ヘッジを行ないません。ファンドの基準価額は、為替レートの変動の影響を直接受けます。

⑤カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難になることがあります。

新興国の経済状況は、先進国経済に比較して脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化、または、政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが株式市場や為替市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

さらに、政府当局による海外からの投資規制など数々の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により証券市場が著しい悪影響を被る可能性もあります。

新興国においては、先進国と比較して、証券の決済、保管等にかかる制度やインフラストラクチャーが未発達であったり、証券の売買を行なう当該国の仲介業者等の固有の事由により、決済の遅延、不能等が発生する可能性も想定されます。

そのような場合に、ファンドの基準価額に悪影響が生じる可能性があります。

⑥ファンドの資産流出によるリスク

一時に多額の解約があった場合には、資金を手当てするために保有資産を大量に売却しなければならない

ことがあります。その際に当該売却注文が市場価格に影響を与えること等により、ファンドの基準価額が低下し、損失を被るリスクがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

（２）[その他の留意点]

- ①金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときには、解約請求の受付を中止することや、すでに受付けた解約請求の受付を取消することがあります。
- ②ファンドが主要投資対象としている外国投資信託は、1日の解約口数を発行済総口数の10%までに制限しております。（以下「解約制限」といいます。）この外国投資信託の解約制限が発動された場合には、解約金は比例配分となります。
このため、投資家の皆様から受け付けたファンドの解約請求額の全額を当初の支払予定日にお支払い出来ない場合がありますので、ご注意ください。残りの額については、外国投資信託の解約が出来次第お支払いいたします。
- ③ファンドは年2回決算を行ない、分配方針に基づいて、収益分配を行なう予定ですが、収益分配金の支払いを保証するものではありません。運用実績に応じて分配対象収益は変動するため、収益分配金が減少する可能性や、収益分配を行わない可能性があります。
- ④ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（書面による解除（クーリングオフ））の適用はありません。
- ⑤市場の急変時等には、前記の投資方針にしたがった運用ができない場合があります。
- ⑥コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

（３）[委託会社におけるリスクマネジメント体制]

リスク管理関連委員会・関連部門

◆パフォーマンスの考査

- ①運用委員会は、ファンドマネージャーが作成した運用実績報告に基づき、ファンドの運用状況をチェックするとともに、運用実績及び運用助言状況及び運用リスクの調査・分析等を行ないます。
- ②運用部門から独立した管理部が、ファンドのパフォーマンス状況を投資政策委員会に報告します。投資政策委員会は、管理部からの報告を受けて、ファンドのパフォーマンスに関する考査(分析、評価)を行ない、運用部門にフィードバックします。

◆運用リスクの管理

- ①管理部は、投資信託財産の市場リスクや信用リスクのモニタリングや投資制限等にかかる管理を行ないます。重要な問題を発見した場合、管理部は、定められた部長に対して報告を行ないます。
- ②管理部は、投資信託財産の運用リスク等の管理状況を適宜投資政策委員会に報告します。投資政策委員会は、運用リスクの調査・分析を行ない、運用部門その他関連部署へフィードバックすることにより、適切な管理を行ないます。

<投資政策委員会>

- ・代表取締役、取締役、チーフ・インベストメント・オフィサー（CIO）、チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）、運用部長、コンプライアンス部長、管理部長、営業部長等がメンバーとなり、原則として、毎月1回会議を開催します。
- ・「基本計画書」、投資環境の分析、市場動向の見通し等をふまえて、原則として、毎月作成する「運用計画書」等を審議・決定するほか、運用実績や運用リスクの調査分析を行ないます。
- ・コンプライアンスの観点から、計画書の検証も行なわれます。

<運用委員会>

- ・チーフ・インベストメント・オフィサー（C I O）、運用部長、ファンドマネージャーがメンバーとなり、原則として、毎週会議を開催します。
- ・ファンドマネージャーが作成した「運用実績報告書」に基づき、運用状況をチェックします。
- ・ファンドの運用実績及び運用リスクの調査・分析等ならびに投資助言業務にかかる助言方針と助言状況等をチェックします。

<管理部>

運用部門から独立した管理部が、ファンドのパフォーマンス状況のモニタリングに加え、信託財産の市場リスクや信用リスクに係る状況のモニタリングや投資制限等にかかる管理を行ないます。投資制限への抵触に関する事項について、管理部は、コンプライアンス部長及び運用部長に報告します。

管理部は、運用リスク等の管理状況を適宜、投資政策委員会に報告します。

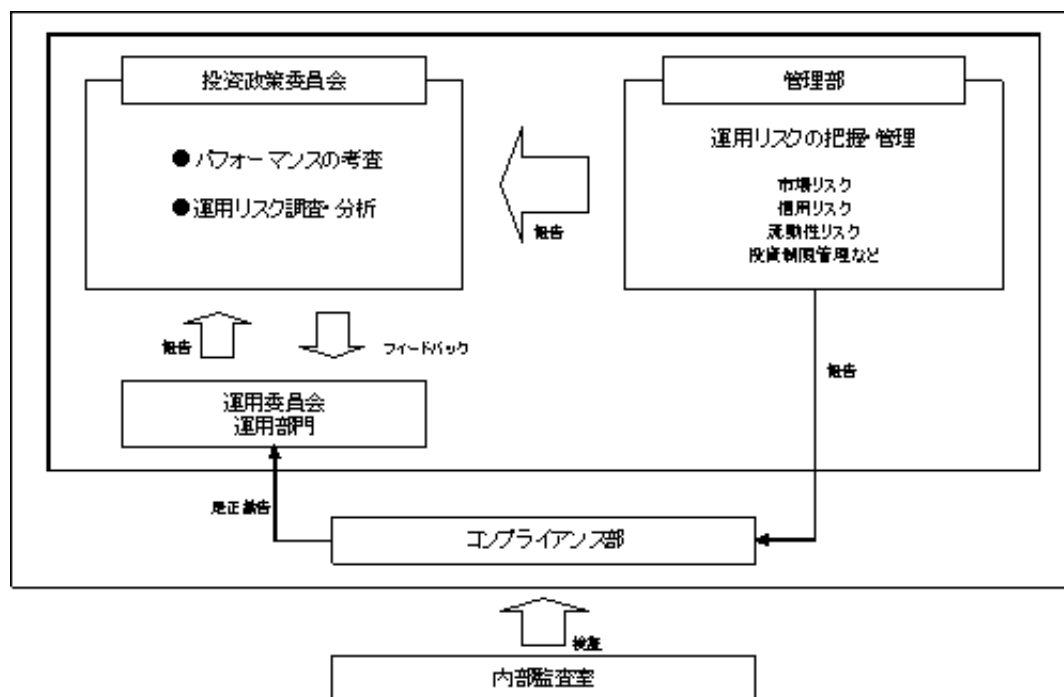
<コンプライアンス部>

コンプライアンス部は、信託財産の運用にかかる法令及び諸規則の遵守状況ならびに運用業務等の適正な執行の管理を行ないます。管理部から報告を受けた投資制限への抵触に関する事項について、抵触の可能性が高まったと判断した場合には、コンプライアンス部長は、運用部長に対して意見を求め、または是正を要求します。是正の要求を行なった場合には、是正の効果をモニタリング・監視し、結果を投資政策委員会に報告します。

<内部監査室>

内部監査室は、内部監査の立案及びその実施を通じて、リスク管理体制を含む内部管理態勢の適切性ならびに有効性を検証し、内部管理態勢等の評価及び問題点の改善方法の提言等を代表取締役及び取締役会等に行ないます。

リスク管理体制図



※ 投資リスクに関する管理体制等は、平成25年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込金額（取得申込日の翌々営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に3.15%（税抜3.00%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

「自動けいぞく投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。

詳細につきましては委託会社若しくは販売会社へお問い合わせ下さい。

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

ただし、換金時には、1口当り、解約請求受付日の翌々営業日の基準価額の0.30%が信託財産留保額として控除されます。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、その純資産総額に年1.470%（税抜年1.400%）の率を乗じて得た額とします。

また、信託報酬の配分については、次のとおりとします。下段（ ）内は税抜です。

信託報酬率（年率）			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.470%	0.7035%	0.735%	0.0315%
(1.400%)	(0.670%)	(0.700%)	(0.030%)

上記の信託報酬の総額は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支払われます。

(4) 【その他の手数料等】

運用管理費用（信託報酬等）の実質的な負担	ファンドの純資産総額に上限年2.500%の率を乗じて得た額になります。 実質的な負担とは、投資対象とする外国投資信託の実質的な運用会社報酬及び管理・保管銀行報酬を含めた費用です。なお、実質的な負担は目安であり、外国投資信託の実際の組入比率により変動します。
監査費用	ファンドの純資産総額に年0.0105%（税抜0.01%）の率を乗じた額。ただし、年52.5万円（税抜50万円）を上限とします。 見直しにより変更となる場合があります。
その他の費用	・組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料 ・外国における資産の保管等に要する費用 ・借入金の利息 ・信託財産に関する租税 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・受託会社の立替えた立替金の利息 その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、株式投資信託として取扱われます。

◆個人受益者に対する課税

・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税15%、地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、確定申告は不要となります。

なお、確定申告を行ない総合課税または申告分離課税を選択することも可能です。申告分離課税を選択した場合、上場株式等の譲渡損との損益通算を行なうことができます。ただし、平成25年12月31日までは特例措置として、軽減税率が適用されます。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

期間ごとの税率は、以下のとおりとなります。

期間	税率
平成25年1月1日から平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%、地方税3%）
平成26年1月1日から	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）

・一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、平成25年12月31日までは特例措置として、軽減税率が適用されます。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

期間ごとの税率は、上記の表と同様です。

・一部解約時及び償還時の差損益については、確定申告により、他の上場株式等にかかる譲渡損益や配当金・収益分配金との損益通算が可能になります。

[特定口座に係る課税上の取扱いについて]

詳細については、販売会社にお問い合わせください。

※税法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。

※他社取引との損益通算や確定申告など、実際の税務上の質問及び取扱方法等は、最寄の税務署あるいは専門の税理士にご相談ください。

◆法人受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、配当所得とみなして課税され、15%（所得税15%のみ）の税率による源泉徴収され法人受取額となります。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には、課税されません。ただし、平成25年12月31日までは特例措置として、軽減税率が適用されます。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

期間ごとの税率は、以下のとおりとなります。

期間	税率
平成25年1月1日から平成25年12月31日まで	7.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%）
平成26年1月1日から	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）

※税法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。

※他社取引との損益通算や確定申告など、実際の税務上の質問及び取扱方法等は、最寄の税務署あるいは専門の税理士にご相談ください。

<注1>個別元本について

- (i) 受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は、含まれません。）がその受益者の元本（個別元本）にあたります。
- (ii) 受益者の受益権を複数回取得した場合、個別元本は、その受益者が追加信託を行なうつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- (iii) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<注2>収益分配金の課税について

- (i) 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」の区分があります。
- (ii) 受益者が収益分配金を受け取る際
 - イ. 当該収益分配金落ち後の基準価額がその受益者の個別元本と同額の場合またはその受益者の個別元本を上回っている場合は、当該収益分配金の全額が普通分配金となり
 - ロ. 当該収益分配金落ち後の基準価額がその受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

◆その他

買取請求による換金の場合の課税上の取扱い及び損益通算等につきましては、取得申込みを取扱った販売会社にお問い合わせください。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下の運用状況は平成25年3月29日現在です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（1）【投資状況】

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
外国投資信託受益証券	香港	137,650,367	93.89
親投資信託受益証券	日本	1,050,579	0.72
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	7,908,551	5.39
合計(純資産総額)		146,609,497	100.00

＜参考＞レオス・マネーマザーファンド

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	1,000,870	95.27
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	49,688	4.73
合計(純資産総額)		1,050,558	100.00

＜参考＞ハモン・セレクトッド・アジア・ポートフォリオ（香港籍／米ドル建て）

資産の種類	国/地域	時価合計（米ドル）	投資比率（%）
株式	中国・香港	5,413,426	37.42%
	インド	3,399,395	23.50%
	台湾	558,760	3.86%
	フィリピン	667,236	4.61%
	インドネシア	668,377	4.62%
	韓国	1,637,003	11.32%
	マレーシア	301,378	2.08%
預託証券	タイ	873,895	6.04%
	中国	388,720	2.69%
ワラント	インド	175,724	1.22%
	ベトナム	358,451	2.48%
その他資産（負債控除後）		22,965	0.16%
合計（純資産総額）		14,465,330	100.00%

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（主要銘柄の明細）

組入銘柄は、上位30銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

国/地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価(円)	帳簿価額 金額(円)	評価額 単価(円)	評価額 金額(円)	投資 比率(%)
香港	外国投資信託受益証券	ハモン・セレクトッド・ アジア・ポートフォリオ (香港籍/米ドル建て)	28,919.96	5,016.14	145,066,780	4,759.70	137,650,367	93.89
日本	親投資信託受益証券	レオス・マネーマザー ファンド	1,047,960	1.0024	1,050,475	1.0025	1,050,579	0.72

（種類別投資比率）

種類	投資比率(%)
外国投資信託受益証券	93.89
親投資信託受益証券	0.72
合計	94.61

＜参考＞レオス・マネーマザーファンド

（主要銘柄の明細）

国／ 地域	種類	銘柄名	数量 （口数）	帳簿価額 単価(円)	帳簿価額 金額(円)	評価額 単価(円)	評価額 金額(円)	利率 （％）	償還期限	投資 比率(%)
日本	国債証券	第310回 利付国債(2年)	1,000,000	100.10	1,001,020	100.08	1,000,870	0.2	平成25年11月15日	95.27

（種類別投資比率）

種類	投資比率(%)
国債証券	95.27
合計	95.27

＜参考＞ハモン・セレクトッド・アジアン・ポートフォリオ（香港籍／米ドル建て）

（主要銘柄の明細）

	国/地域	種類	銘柄名	数量	評価額 (米ドル)	投資 比率 (%)
1	中国	株式	CHINA MEDICAL SYSTEM HOLDING	639,800	649,367	4.49%
2	中国	株式	CHINA STATE CONSTRUCTION INT	326,000	445,925	3.08%
3	中国	株式	CSR CORP LTD - H	600,000	425,816	2.94%
4	インド	株式	IFCI LTD	875,000	420,541	2.91%
5	中国	株式	CHINA TAIPING INSURANCE HOLD	240,000	409,897	2.83%
6	中国	株式	FAR EAST HORIZON LTD	600,000	396,450	2.74%
7	韓国	株式	SK HYNIX INC	15,000	394,151	2.72%
8	中国	預託証券	SINA CORP	8,000	388,720	2.69%
9	中国	株式	CHINA EVERBRIGHT LTD	240,000	380,839	2.63%
10	タイ	預託証券	AEON THANA SINSAP THAI-NVDR	100,000	378,968	2.62%
11	ベトナム	ワラント	VIET NAM DAIRY PRODUCTS JSC	65,250	358,451	2.48%
12	中国	株式	DONGFENG MOTOR GRP CO LTD-H	254,000	356,599	2.47%
13	韓国	株式	KOLAO HOLDINGS	13,400	328,634	2.27%
14	インド	株式	RELIANCE CAPITAL LTD	57,000	328,218	2.27%
15	タイ	預託証券	ROBINSON DEPT STORE-NVDR	125,600	328,043	2.27%
16	インド	株式	CANARA BANK	46,000	325,316	2.25%
17	インドネシア	株式	ULTRAJAYA MILK IND & TRADING	1,432,000	319,774	2.21%
18	インド	株式	JAIN IRRIGATION SYSTEMS LTD	282,000	318,583	2.20%

19	中国	株式	MAOYE INTERNATIONAL HLDGS	1,300,000	309,766	2.14%
20	中国	株式	VINDA INTERNATIONAL HOLDINGS	216,000	308,257	2.13%
21	中国	株式	I.T LTD	752,000	306,072	2.12%
22	インド	株式	RELIANCE INFRASTRUCTURE LTD	51,000	304,703	2.11%
23	マレーシア	株式	AIRASIA BHD	326,300	301,378	2.08%
24	インド	株式	IDBI BANK LTD	200,000	295,552	2.04%
25	インド	株式	PUNJAB & SIND BANK	275,000	294,977	2.04%
26	中国	株式	INTIME DEPARTMENT STORE	258,000	293,094	2.03%
27	インド	株式	NESTLE INDIA LTD	3,400	287,264	1.99%
28	インド	株式	UNITED SPIRITS LTD	8,112	283,692	1.96%
29	韓国	株式	GS RETAIL CO LTD	10,500	276,377	1.91%
30	フィリピン	株式	PUREGOLD PRICE CLUB INC	280,300	275,012	1.90%

(種類別投資比率)

資産の種類	国/地域	投資比率 (%)
株式	外国	87.42%
預託証券	タイ・中国	8.73%
ワラント	インド・ベトナム	3.69%
その他資産（負債控除後）		0.16%
合計（純資産総額）		100.00%

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

平成25年3月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は以下の通りです。

年月日	純資産総額(円)		1口当り純資産額(円)	
	分配落	分配付	分配落	分配付
第1期計算期間末 (平成24年2月20日)	120,390,274	120,390,274	1.0684	1.0684
第2期計算期間末 (平成24年8月20日)	112,848,237	112,848,237	1.0032	1.0032
第3期計算期間末 (平成25年2月20日)	155,113,689	155,113,689	1.3505	1.3505
平成24年3月末日	123,125,380	—	1.0926	—
4月末日	121,756,071	—	1.0805	—
5月末日	109,237,677	—	0.9711	—
6月末日	109,295,312	—	0.9716	—
7月末日	108,621,801	—	0.9656	—
8月末日	110,797,627	—	0.9850	—
9月末日	114,173,153	—	1.0133	—
10月末日	120,248,799	—	1.0714	—
11月末日	125,926,202	—	1.1201	—
12月末日	134,353,566	—	1.2051	—
平成25年1月末日	150,407,440	—	1.3109	—
2月末日	147,988,610	—	1.2885	—
3月末日	146,609,497	—	1.2898	—

② 【分配の推移】

期間		分配金(円) (1口当り)
第1期計算期間	(平成23年9月12日から平成24年2月20日まで)	0.0000
第2期計算期間	(平成24年2月21日から平成24年8月20日まで)	0.0000
第3期計算期間	(平成24年8月21日から平成25年2月20日まで)	0.0000

③【収益率の推移】

期間		収益率（％）
第１期計算期間	（平成23年９月12日から平成24年２月20日まで）	6.8
第２期計算期間	（平成24年２月21日から平成24年８月20日まで）	△6.1
第３期計算期間	（平成24年８月21日から平成25年２月20日まで）	34.6

（注）収益率は期間騰落率です。小数点以下第２位を四捨五入しております。

（４）【設定及び解約の実績】

期間		設定数量（口）	解約数量（口）
第１期計算期間	（平成23年９月12日から平成24年２月20日まで）	113,686,086	1,000,000
第２期計算期間	（平成24年２月21日から平成24年８月20日まで）	—	200,000
第３期計算期間	（平成24年８月21日から平成25年２月20日まで）	4,244,166	1,876,454

（注）第１期計算期間の設定数量は、当初募集期間中の設定口数を含みます。

運用実績

<参考情報>

運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
最新の運用実績の一部は、委託会社のホームページでご覧いただくことができます。

基準価額・純資産の推移（2013年3月29日現在）



基準価額/純資産総額

基準価額	12,898円
純資産総額	146,609,497円

騰落率（税引前分配金再投資）

	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	年度末
ファンド	0.10%	7.03%	27.29%	28.98%

分配の推移（1万口当たり、税引前）

第1期	2012年2月20日	0円
第2期	2012年8月20日	0円
第3期	2013年2月20日	0円

* 分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額を分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

* 基準価額計算において、実質的な信託報酬は控除しています（手数料および現金をご覧ください）。

* 実際のファンドでは課税条件によって受益者ごとの騰落率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

主要な資産の状況

◆資産別構成比率

資産名	比率
ハモン・セレクトッド・アジア・ポートフォリオ	93.89%
レオス・マネーマザーファンド	0.72%
短期金融資産等	5.39%
合計	100.00%

◆組入上位10銘柄

順位	銘柄名	国・地域	業種	比率
1	CHINA MEDICAL SYSTEM HOLDING チャイナ・メディカルシステム	中国	ヘルスケア 医薬品	4.40%
2	CHINA STATE CONSTRUCTION INTERNATIONAL 中国建築国際集団	中国	建設・サービス （鉄骨鉄筋）	3.08%
3	CSRCORP 中国国鉄	中国	建設・サービス （鉄骨鉄筋）	2.04%
4	IC Limited インド産物金融公社	インド	金融 （信託金融）	2.91%
5	CHINA TAIPING INSURANCE 中国太平保険	中国	金融 （保険）	2.82%
6	FAR EAST HOTELS LTD 遠東酒店	中国	金融 （信託金融）	2.74%
7	SK RHYMEX SK ハイニックス	韓国	情報技術 （半導体・液晶ディスプレイ）	2.72%
8	SINACORP シン・コープ	中国	（ソフトウェア・サービス）	2.00%
9	CHINA EVERRIGHT 中国光大證券	中国	建設・サービス （証券・専門サービス）	2.67%
10	ABON THANA SINGAP THULAND イオンタナシンカップ	タイ	金融 （信託金融）	2.62%

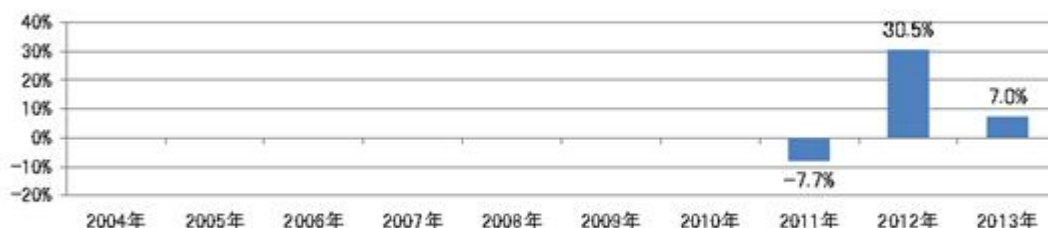
◆国・地域別構成比率

国・地域名	比率
中国（香港）	40.11%
インド	24.72%
韓国	11.32%
タイ	6.04%
インドネシア	4.62%
フィリピン	4.61%
台湾	3.86%
ベトナム	2.48%
マレーシア	2.08%
短期金融資産等	0.16%

◆業種別構成比率

業種名	比率
金融	27.26%
一般消費財・サービス	21.26%
生活必需品	16.11%
資本財サービス	15.36%
情報技術	11.96%
ヘルスケア	4.40%
公共事業	2.11%
素材	1.31%
短期金融資産等	0.16%

年間収益率の推移



* 収益率は、税引き前の分配金を再投資したものと仮定して計算しています。

* 2011年は当ファンドの設定期（2011年9月12日）から年末までの収益率を表示して、2013年は年初から3月末までの収益率を表示しています。

* 当ファンドにベンチマーク（運用する際に目標とする基準）はありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

①取得申込受付日

取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に行なうことができます。

ただし、金融商品取引所などにおける取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することや、すでに受付けた取得申込みの受付を取消することがあります。

②取得申込不可日

以下に該当する日は、「取得申込不可日」として、取得申込みの受付を行ないません。

- ・ 香港の祝日
- ・ 香港の銀行の休業日
- ・ 香港の証券取引所の休業日

「取得申込不可日」につきましては、販売会社または下記の照会先にお問い合わせください。

レオス・キャピタルワークス株式会社 営業部 03-6266-0129

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

ホームページアドレス <http://www.rheos.jp/>

③取得申込受付時間

原則として、午後1時までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取扱います。この時間を過ぎての申込みは、翌営業日（ただし、取得申込不可日を除きます。）の取扱いとなります。

④取得申込手続

- ・ 取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、投資信託契約締結により生じた受益権については投資信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。
- ・ 取得申込方法には、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。ファンドからお支払いする収益分配金のお受取りをご希望される取得申込者は「一般コース」を、収益分配金を自動的に再投資することをご希望される取得申込者は「自動けいぞく投資コース」をお申込みください。
- ・ 「自動けいぞく投資コース」を選択された取得申込者は、販売会社との間で、ファンドにかかる累積投資契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定するものを含みます。以下、「別に定める契約」といいます。）に基づく収益分配金の再投資等にかかる契約を結んでいただきます。
- ・ 「一般コース」の申込単位は、販売会社によって異なります。
詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。

- ・ 1口当りの発行価格は、取得申込日翌々営業日の基準価額とします。

なお、「自動けいぞく投資コース」の取得申込者が、別に定める契約に基づき、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、決算日の基準価額とします。

基準価額につきましては、販売会社または下記の照会先にお問い合わせください。

レオス・キャピタルワークス株式会社 営業部 03-6266-0129

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

ホームページアドレス <http://www.rheos.jp/>

- ・ 申込代金は、1口当りの発行価格または基準価額に申込口数を乗じて得た申込金額に、申込手数料を加算した額です。
- ・ 申込手数料は、申込金額に、3.15%（税抜3.00%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額です。なお、「自動けいぞく投資コース」の取得申込者が、別に定める契約に基づき、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、無手数料とします。
償還乗換等優遇措置の定めのある販売会社で支払いを受けた他のファンドの償還金または販売会社が定める償還日前一定の期間内における解約代金等をもって取得申込みの場合には、申込手数料の一部または全部の割引を受けられる場合があります。
詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。
- ・ 申込代金は、取得申込みを取扱った販売会社の本・支店等でお支払いください。
詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。
- ・ 申込代金の払込期日については、販売会社が別に定める期日までに、申込代金を販売会社でお支払いください。
詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

①換金申込受付日

受益者は、販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に、販売会社を通じて、換金の請求をすることができます。

②換金申込不可日

申込期間において、以下に該当する日は、「換金申込不可日」として、換金申込みの受付を行ないません。

- ・ 香港の祝日
- ・ 香港の銀行の休業日
- ・ 香港の証券取引所の休業日

「換金申込不可日」につきましては、販売会社または下記の照会先にお問い合わせください。

レオス・キャピタルワークス株式会社 営業部 03-6266-0129

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

ホームページアドレス <http://www.rheos.jp/>

③換金申込受付時間

原則として、午後1時までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取扱います。この時間を過ぎての申込みは、翌営業日（ただし、換金申込不可日を除きます。）の取扱いとなります。

④解約請求による換金手続

- ・ 受益者は、換金申込みを取扱った販売会社を通じて委託会社に、販売会社の定める単位をもって、解約の請求をすることができます。

解約単位につきましては、販売会社にお問い合わせください。

- ・受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ・解約価額は、解約請求受付日の翌々営業日の基準価額から当該基準価額に0.30%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。解約価額については、取得申込みを取扱った販売会社にお問い合わせください。
- ・解約手数料はありません。
- ・解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則8営業日目から販売会社を通じてお支払いします。ただし、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約金の支払日が遅延する場合があります。

⑤解約請求の受付の中止及び取消

- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で換金ご請求（一部解約の実行の請求）の受け付けを中止すること、及びすでに受け付けた換金ご請求（一部解約の実行の請求）の受け付けを取り消す場合があります。

また、換金のご請求（一部解約の実行の請求）の受け付けが中止された場合には、受益者は、当該受け付け中止以前に行なった当日の換金のご請求（一部解約の実行の請求）を撤回できます。ただし、受益者がその換金のご請求（一部解約の実行の請求）を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金のご請求（一部解約の実行の請求）を受け付けたものとします。

換金のご請求（一部解約の実行の請求）をされる受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対してその受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑥大口解約の制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により換金（一部解約）の金額に制限を設ける場合や換金のご請求（一部解約の実行の請求）の受付時間に制限を設ける場合があります。

⑦レオス・アジアセレクト株式ファンドの流動性に関する特記事項

ファンドが主要投資対象としている外国投資信託（ハモン・セレクトッド・アジア・ポートフォリオ）は、1日の解約口数を発行済総口数の10%までに制限しております。（以下「解約制限」といいます。）

この外国投資信託の解約制限が発動された場合には、解約金は比例配分となります。このため、投資家の皆様から受け付けたファンドの解約請求額の全額を当初の支払予定日にお支払い出来ない場合がありますので、ご注意ください。なお、残りの額については、外国投資信託の解約が出来次第お支払いいたします。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

①基準価額の計算方法

基準価額とは、計算日において、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、外国為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

なお、基準価額は、便宜上１万口当りで表示されることがあります。

②投資信託証券の評価

外国投資信託証券は、計算時に知りえる直近の日の価額で評価します。

③外貨建資産の円換算、予約為替の評価

外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

④マザーファンドの評価

ファンドが主要投資対象とするマザーファンドは、マザーファンドの基準価額で評価します。

⑤公社債等の評価

親投資信託を通じて投資するわが国の債券は、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額等で評価します。

⑥基準価額の算出頻度と照会方法等

基準価額は、原則として、委託会社で毎営業日に計算しております。

ファンドの基準価額については、販売会社または下記の照会先にお問い合わせください。

レオス・キャピタルワークス株式会社 営業部 03-6266-0129

<受付時間> 営業日の午前９時～午後５時

ホームページアドレス <http://www.rheos.jp/>

なお、基準価額は、計算日の翌日付の日本経済新聞に１万口当りで掲載されます。

（２）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項は、ありません。

（３）【信託期間】

信託期間は、平成23年９月12日から平成33年８月20日までとします。

ただし、後述の「（５）その他①信託の終了」の規定により信託を終了させる場合があります。また、委託会社は、受益者に有利であると認めたときは、受託会社との協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

計算期間は、毎年２月２１日から８月２０日まで、８月２１日から翌年２月２０日までとします。

なお、第１計算期間は、平成２３年９月１２日から平成２４年２月２０日までとします。

また、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】

①信託の終了

- イ. 委託会社は、信託期間中において、この信託を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権口数が１０億口を下回ったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- ロ. 委託会社は、ハモン・セレクトッド・アジア・ポートフォリオが終了されることとなった場合には、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- ハ. 委託会社は、イ. の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ニ. ハ. の書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ホ. ハ. の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行ないます。
- ヘ. ハ. からホ. までの規定は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、ロ. の規定に基づいて投資信託契約を解約する場合、ならびに投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であってハ. からホ. までの手続きを行なうことが困難な場合には適用しません。
- ト. 委託会社は、監督官庁より投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- チ. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、「②信託約款の変更」のハの書面決議で否決された場合を除き、当該他の投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- リ. 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合及び解任された場合において委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社は、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

②投資信託約款の変更（約款第４５条）

- イ. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び

投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、投資信託約款はイ.からト.に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。

- ロ. 委託会社は、イ. の事項（イ. の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ハ. ロ. の書面決議において、受益者（委託会社及びこのファンドの投資信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ニ. ロ. の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ホ. 書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ヘ. ロ. からホ. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ト. 上記イ. からヘ. の規定にかかわらず、ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあって、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

③運用報告書等の作成

委託会社は、ファンドの毎計算期間の末日及び償還時に、期中の運用経過、投資信託財産の内容及び有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。

④信託財産に関する報告(約款第32条)

受託会社は、毎計算期末に損益計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。また、受託会社は、信託終了のときに最終計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

⑤受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い（約款第44条）

- イ. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記「②信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託会社を解任することはできないものとしします。
- ロ. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑥反対者の買取り請求権（約款第46条）

「①信託の終了」に規定する投資信託契約の解約または「②信託約款の変更」に規定する重大な約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容及び買取請求の手續に関する事項は、「①信託の終了」のハ. または「②信託約

款の変更」の口、に規定する書面に付記します。

⑦他の受益者の氏名等の開示の請求の制限（約款第47条）

ファンドの受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称及び住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

⑧公告（約款第48条）

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑨委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い（約款第43条）

イ. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

ロ. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑩投資信託約款に関する疑義の取扱い（約款第51条）

投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は、次のとおりです。

①収益分配金に対する請求権

イ. 受益者は、持分（受益権口数）に応じて、委託会社が支払いを決定した収益分配金を請求する権利を有します。

ロ. 収益分配金は、計算期間終了日（決算日）から起算して、原則5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。

ハ. ロ. の規定にかかわらず毎計算期間終了日（決算日）の翌営業日に、「収益分配金再投資契約」に基づいて、税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、毎計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

ニ. 原則として、収益分配金は、毎計算期間終了日（決算日）において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間終了日（決算日）以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間終了日（決算日）以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、取得申込者としします。）に支払われ、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

ホ. 受益者が、収益分配金について支払い開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

②償還金に対する請求権

イ. 受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

ロ. 償還金のお支払いは、委託会社において、償還日に振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、取得申込者としします。）に、原則として、償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目（予定）からお支払いします。

ハ. 受益者が償還金について、支払開始日から10年間その支払いのご請求をされないと権利を失い、委託会

社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

③換金(解約)請求権

- イ.受益者は、自己の有する受益権について、換金をご請求になる権利（一部解約実行請求権）を有します。
- ロ.一部解約実行請求をなさる受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対してその受益者のご請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ハ.一部解約金は、受益者の換金のご請求を受け付けた日から起算して、原則 8 営業日目から受益者にお支払いします。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
尚、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間（平成24年8月21日から平成25年2月20日まで）の財務諸表について、東陽監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

【レオス・アジアセレクト株式ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 2 期 (平成24年 8 月20日現在)	第 3 期 (平成25年 2 月20日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	6,063,793	10,302,475
投資信託受益証券	107,422,187	144,496,076
親投資信託受益証券	50,050	1,050,475
未収利息	8	14
その他未収収益	165,094	222,559
流動資産合計	113,701,132	156,071,599
資産合計	113,701,132	156,071,599
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	18,148	20,389
未払委託者報酬	828,760	930,782
その他未払費用	5,987	6,739
流動負債合計	852,895	957,910
負債合計	852,895	957,910
純資産の部		
元本等		
元本	※1 112,486,086	※1 114,853,798
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	362,151	40,259,891
（分配準備積立金）	7,766,385	39,156,203
元本等合計	112,848,237	155,113,689
純資産合計	※2 112,848,237	※2 155,113,689
負債純資産合計	113,701,132	156,071,599

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第２期 自 平成24年 2 月21日 至 平成24年 8 月20日	第３期 自 平成24年 8 月21日 至 平成25年 2 月20日
営業収益		
受取配当金	—	2,485,001
受取利息	1,416	1,435
有価証券売買等損益	△7,055,497	18,057,118
為替差損益	△23,085	18,704,953
その他収益	597,104	757,164
営業収益合計	△6,480,062	40,005,671
営業費用		
受託者報酬	18,148	20,389
委託者報酬	828,760	930,782
その他費用	5,987	6,739
営業費用合計	852,895	957,910
営業利益又は営業損失（△）	△7,332,957	39,047,761
経常利益又は経常損失（△）	△7,332,957	39,047,761
当期純利益又は当期純損失（△）	△7,332,957	39,047,761
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△4,008	323,624
期首剰余金又は期首欠損金（△）	7,704,188	362,151
剰余金増加額又は欠損金減少額	—	1,178,576
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	1,178,576
剰余金減少額又は欠損金増加額	13,088	4,973
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	13,088	4,973
分配金	※1 —	※1 —
期末剰余金又は期末欠損金（△）	362,151	40,259,891

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	第 3 期 自 平成24年 8 月21日 至 平成25年 2 月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算 原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託の分配落ち日に計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

(貸借対照表に関する注記)

第2期 (平成24年8月20日現在)	第3期 (平成25年2月20日現在)
※1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 112,486,086口	※1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 114,853,798口
※2. 当該計算期間の末日における1単位当りの純資産の額 1口当りの純資産額 1.0032円 (10,000口当りの純資産額 10,032円)	※2. 当該計算期間の末日における1単位当りの純資産の額 1口当りの純資産額 1.3505円 (10,000口当りの純資産額 13,505円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	期別	第2期 自 平成24年2月21日 至 平成24年8月20日	第3期 自 平成24年8月21日 至 平成25年2月20日
※1. 分配金の計算過程			
費用控除後の配当等収益額	A	－円	3,127,158円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	－円	28,389,748円
収益調整金額	C	－円	1,103,688円
分配準備積立金額	D	7,766,385円	7,639,297円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	7,766,385円	40,259,891円
当ファンドの期末残存口数	F	112,486,086口	114,853,798口
10,000口当り収益分配対象額	G=E/F*10,000	690円	3,505円
10,000口当り分配金額	H	－円	－円
収益分配金額	I=F*H/10,000	－円	－円

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

期別 項目	第2期 自 平成24年2月21日 至 平成24年8月20日	第3期 自 平成24年8月21日 至 平成25年2月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、主として、外国株式に投資する投資信託受益証券と国内債券に投資する親投資信託受益証券を売買目的で保有しており、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、カントリーリスク、ファンドの資産流出によるリスク等を有しております。この他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	投資政策委員会において、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 1. 市場リスクの管理 資産配分等の状況を分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 2. 信用リスクの管理 発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を継続し、格付け等の信用度に応じた組入れ制限等の管理を行なっております。 3. 流動性リスクの管理 市場流動性の状況を把握し、取引量や組入れ比率等の管理を行なっております。	同左

2.金融商品の時価に関する事項

期別 項目	第2期 (平成24年8月20日現在)	第3期 (平成25年2月20日現在)
1.貸借対照表額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算出方法	時価の算出方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第2期 自 平成24年2月21日 至 平成24年8月20日	第3期 自 平成24年8月21日 至 平成25年2月20日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

第3期 自 平成24年8月21日 至 平成25年2月20日
該当事項はありません。

（その他の注記）

1. 元本の移動

第2期 (平成24年8月20日現在)	第3期 (平成25年2月20日現在)
投資信託財産に係る元本の状況	投資信託財産に係る元本の状況
期首元本額 112,686,086円	期首元本額 112,486,086円
期中追加設定元本額 0円	期中追加設定元本額 4,244,166円
期中一部解約元本額 200,000円	期中一部解約元本額 1,876,454円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

第2期（自 平成24年2月21日 至 平成24年8月20日）

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△7,055,522
親投資信託受益証券	25
合計	△7,055,497

第3期（自 平成24年8月21日 至 平成25年2月20日）

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	18,056,693
親投資信託受益証券	425
合計	18,057,118

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

1. 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	レオス・マネーマザーファンド	1,047,960	1,050,475	
	計	銘柄数：1	1,047,960	1,050,475	
		組入時価比率：0.7%		100.0%	
親投資信託受益証券合計				1,050,475	
投資信託受益証券	米ドル	ハモン・セレクトッド・アジア・ポートフォリオ	28,919.96	1,542,443.17	
	計	銘柄数：1	28,919.96	1,542,443.17	
				(144,496,076)	
		組入時価比率：93.2%		100.0%	
投資信託受益証券合計				144,496,076	
				(144,496,076)	
合計				145,546,551	
				(144,496,076)	

(注) 1. 小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

4. 親投資信託受益証券及び投資信託受益証券の券面総額欄には、口数を表示しております。

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

＜参考＞

当ファンドは、「レオス・マネーマザーファンド」受益証券を、主要投資対象としております。貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、当該マザーファンドの受益証券です。

レオス・マネーマザーファンドの経理状況

マザーファンドの経理状況は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

レオス・マネーマザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

科 目	期 別	注記 番号	平成24年 8 月20日現在	平成25年 2 月20日現在
			金額	金額
資産の部				
流動資産				
コール・ローン			101,151	49,017
国債証券			1,000,000	1,001,010
未収利息			194	465
前払費用			—	21
流動資産合計			1,101,345	1,050,513
資産合計			1,101,345	1,050,513
純資産の部				
元本等				
元本				
元本	※ 1		1,099,297	1,047,960
剰余金				
期末剰余金			2,048	2,553
純資産合計	※ 2		1,101,345	1,050,513
負債純資産合計			1,101,345	1,050,513

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	自 平成24年 8 月21日 至 平成25年 2 月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、レオス・アジアセレクト株式ファンドの計算期間に合わせるため、平成24年 8 月21日から平成25年 2 月20日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

平成24年 8 月20日現在	平成25年 2 月20日現在
※ 1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 1,099,297口	※ 1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 1,047,960口
※ 2. 当該計算期間の末日における 1 単位当りの純資産の額 1 口当りの純資産額 1.0019円 (10,000口当りの純資産額 10,019円)	※ 2. 当該計算期間の末日における 1 単位当りの純資産の額 1 口当りの純資産額 1.0024円 (10,000口当りの純資産額 10,024円)

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

期別 項目	自 平成24年 2月21日 至 平成24年 8月20日	自 平成24年 8月21日 至 平成25年 2月20日
1. 金融商品に対する 取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、 信託約款に規定する「運用の基本 方針」に従い、有価証券等の金融商 品を投資対象として運用すること を目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及 び当該金融商品に係 るリスク	当ファンドは、主として、国内公社 債を売買目的で保有しており、金利 変動リスク等の市場リスク、信用リ スク等を有しております。この他、 保有するコール・ローン等の金銭 債権及び金銭債務につきましては、 信用リスク等を有しております。	同左
3. 金融商品に係るリ スク管理体制	投資政策委員会において、パフォー マンズの考査及び運用リスクの管 理を行なっております。 1. 市場リスクの管理 資産配分等の状況を分析・把握し、 投資方針に沿っているか等の管理 を行なっております。 2. 信用リスクの管理 発行体や取引先の財務状況等に関 する情報収集・分析を継続し、格付 け等の信用度に応じた組入れ制限 等の管理を行なっております。 3. 流動性リスクの管理 必要に応じて市場流動性の状況を 把握し、取引量や組入れ比率等の管 理を行なっております。	同左

2. 金融商品の時価に関する事項

期別 項目	平成24年 8月20日現在	平成25年 2月20日現在
1. 貸借対照表額、時 価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則と して全て時価で評価しているため、 貸借対照表計上額と時価との差額 はありません。	同左

2.時価の算出方法	時価の算出方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同左
-----------	---	----

（その他の注記）

1. 元本の移動

区分	平成24年8月20日現在
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	平成24年2月21日
期首元本額	1,099,512円
期首より平成24年8月20日までの追加設定元本額	—円
期首より平成24年8月20日までの一部解約元本額	215円
期末元本額	1,099,297円
平成24年8月20日の元本の内訳（＊）	
レオス・アジアセレクト株式ファンド	49,956円
レオス・マネーファンド（適格機関投資家専用）	1,049,341円

（注）＊当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

区分	平成25年2月20日現在
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	平成24年8月21日
期首元本額	1,099,297円
期首より平成25年2月20日までの追加設定元本額	998,004円
期首より平成25年2月20日までの一部解約元本額	1,049,341円
期末元本額	1,047,960円
平成25年2月20日の元本の内訳（＊）	
レオス・アジアセレクト株式ファンド	1,047,960円
レオス・マネーファンド（適格機関投資家専用）	－円

(注)＊当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

自 平成24年2月21日 至 平成24年8月20日

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	150
合計	150

自 平成24年8月21日 至 平成25年2月20日

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△10
合計	△10

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（３）附属明細表

１．有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	第310回利付国債（２年）	1,000,000	1,001,010	
	計	銘柄数：１	1,000,000	1,001,010	
		組入時価比率：95.3%		100.0%	
	合計		1,000,000	1,001,010	

（注）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

２．デリバティブ取引等及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

<参考>

ハモン・セレクトッド・アジアン・ポートフォリオ

以下は、ハモン・セレクトッド・アジアン・ポートフォリオのアニユアルレポート（年次報告書）（2012年9月30日現在）の抜粋を、レオス・キャピタルワークスが翻訳したものです。

（１）貸借対照表

2012年9月30日現在

単位：米ドル

資産	
投資有価証券	13,659,791
未収入金	272,624
未収配当金および未収利息	7,134
コール・ローン等	332,057
資産合計	14,271,606
負債	
未払金	404,339
その他未払金および費用	61,381
負債合計	465,720
資本	
受益証券保有者に帰属する純資産	13,805,886

（２）損益計算書

2012年9月30日終了年度

単位：米ドル

収入	
評価益	1,608,987
受取配当金	332,261
受取利息	22
その他収益	26
為替差損	△ 36,623
収益合計	1,904,673
費用	
運用報酬	214,293
取引手数料	71,405
弁護士費用	6,027
信託費用	72,000
監査費用	23,579
保管・預託銀行費用	12,351

その他費用	11,317
費用合計	410,972
税引き前利益	1,493,701
源泉徴収税	△ 36,549
税引き後利益	1,457,152

(3) 組入有価証券明細表

銘 柄	株 数	評価額 (米ドル)	組入比率 (%)
株式			
中国・香港		3,745,384	27.12
Bank of China Ltd H Shrs	501,000	190,617	1.38
Brilliance China Automotive Holdings Ltd	184,000	201,953	1.46
CITIC Securities Co Ltd H Shrs	129,000	227,603	1.65
CSR Corp Ltd H Shrs	342,000	225,839	1.64
China Foods Ltd	157,000	162,599	1.18
China Medical System Holdings Ltd	525,800	273,971	1.98
China Mengniu Dairy Co Ltd	40,000	119,688	0.87
China Mobile Ltd	22,500	249,274	1.80
China Resources Land Ltd	148,000	324,499	2.35
China Shanshui Cement Group	329,000	213,859	1.55
China Shenhua Energy Co Ltd H Shrs	80,000	309,538	2.24
Daphne International holdings Ltd	108,000	107,812	0.78
Evergrande Real Estate Group Ltd(HKSE)	586,000	232,027	1.68
Haitong Securities Co Ltd	122,000	151,684	1.10
Ping An Insurance Group Co of China Ltd H Shrs(HKSE)	40,500	306,094	2.22
Prada	21,000	156,278	1.13
Shimao Property Holdings Ltd	170,000	292,049	2.11
インド		2,132,354	15.44
Bharti Airtel Ltd (NSI)	33,000	166,331	1.20
Cairn India Ltd (NSI)	24,500	153,953	1.11
Hexaware Technologies Ltd (NSI)	100,000	231,609	1.68
Ipca Laboratories Ltd (NSI)	17,500	161,462	1.17
Jain Irrigation Systems Ltd (DMT) (NSI)	180,000	238,178	1.73
Jaypee Infratech Ltd	194,000	191,514	1.39
Manappuram Finance Ltd (NSI)	450,000	340,437	2.46
United Spirits Ltd (DMT) (NSI)	13,000	303,362	2.20
Yes Bank Ltd (NSI)	47,500	345,508	2.50
インドネシア		1,188,619	8.61
Ace Hardware Indonesia	205,000	131,602	0.95

Bumi Serpong Damai	1,920,000	224,467	1.62
Indomobil Sukses Internasional	259,000	152,750	1.11
Metropolitan Land Tbk	2,600,000	111,273	0.81
Mitra Adiperkasa Tbk	191,000	126,602	0.92
Ramayana Lestari Sentosa	2,000,000	217,119	1.57
Surya Semesta Internusa Tbk	1,644,000	224,806	1.63
マレーシア		166,521	1.21
Digi.Com	97,000	166,521	1.21
フィリピン		1,384,507	10.03
East West Banking Corp	444,000	243,419	1.76
Philippine Long Distance Telephne Co (MANI)	4,000	266,411	1.93
Puregold Price Club Inc	280,300	198,632	1.44
SM Prime Holdings Inc	714,800	241,290	1.75
Security Bank Corp	35,800	140,560	1.02
Universal Robina Corp	179,920	294,195	2.13
シンガポール		596,824	4.33
Beauty China Holdings Ltd*	263,000	-	-
DBS Group Holdings Ltd	11,000	131,618	0.95
Golden Agri-Resources Ltd	256,000	137,955	1.00
Noble Group Ltd	180,000	193,999	1.41
Singapore Telecommunications Ltd	51,000	133,252	0.97
韓国		1,088,060	7.88
Daum Communications Corp	1,600	163,253	1.18
Himart Co Ltd	3,083	199,449	1.44
Medy-Tox Inc	1,841	129,702	0.94
Orion Corp	182	158,190	1.15
SK Hynix Inc	6,000	122,818	0.89
Samsung Electronics Co Ltd	260	314,648	2.28
台湾		1,427,879	10.33
Asustek Computer Inc	29,000	314,110	2.27
Delta Electronics Inc	43,000	165,763	1.20
Foxconn Technology Co Ltd	39,000	151,008	1.09
Hon Hai Precision Industry Co Ltd	98,000	307,243	2.22
Pegatron Corp	158,000	205,632	1.49
President Chain Store Corp	24,000	128,134	0.93
Quanta Computer Inc	59,000	155,989	1.13
ワラント			
インド		179,509	1.30
CITI (Tata Motors Ltd (DMT)) Cwts 24th October 2012	35,455	179,509	1.30
ベトナム		243,691	1.77
Deutsche Bank (Vietnam Dairy Products JSC(Vinamilk)) Cwts 22nd July 2019	43,500	243,691	1.77

預託証券			
タイ		1,205,086	8.73
Advanced Info Service Pcl NVDR	20,000	139,029	1.01
Asian Property Development Pcl NVDR	870,000	254,345	1.84
Kasikornbank Pcl NVDR	49,700	294,632	2.13
Lpn Development Pcl NVDR	296,000	180,763	1.31
Robinson Department Store Pcl NVDR	159,900	336,317	2.44
インド		153,960	1.12
Tata Motors Ltd Spon ADR(1 ADR Reps 5 Ord Shrs)	6,000	153,960	1.12
REIT			
			—
シンガポール		147,397	1.07
Cache Logistics Trust REIT	145,000	147,397	1.07
有価証券合計		13,659,791	98.94
その他資産		146,095	1.06
合計		13,805,886	100.00

*Beauty China Holdings Ltd is in liquidation

（注）REPORTS AND FINANCIAL STATEMENTS FOR THE YEAR ENDED 30TH SEPTEMBER 2012から抜粋しています。

（注）組入比率は、純資産総額に対する評価額の割合です。

（注）投資している有価証券ごとに、国別に分類しています。

２【ファンドの現況】**【純資産額計算書】（平成25年３月29日現在）**

I 資産総額	146,836,550円
II 負債総額	227,053円
III 純資産総額（I－II）	146,609,497円
IV 発行済口数	113,671,852口
V １口当り純資産額（III／IV）	1.2898円

<参考>レオス・マネーマザーファンド**純資産額計算書（平成25年３月29日現在）**

I 資産総額	1,050,558円
II 負債総額	－円
III 純資産総額（I－II）	1,050,558円
IV 発行済口数	1,047,960口
V １口当り純資産額（III／IV）	1.0025円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

該当事項はありません。

（2）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（3）受益権の譲渡

①譲渡制限はありません。

②受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、その受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に、振替の申請をするものとします。

③上記②の申請のある場合には、上記②の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記②の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

（4）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

（5）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（6）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（7）受益証券の発行

受益証券の発行は行ないません。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（平成24年10月末日現在）

資本金の額	100,000千円
会社が発行する株式の総数	100,000株
発行済株式の総数	19,095株

最近5年間における主な資本金の額の増減

平成20年2月29日	資本金	225,050千円に増資
平成20年3月26日	資本金	250,050千円に増資
平成20年6月5日	資本金	260,050千円に増資
平成20年7月31日	資本金	260,092千円に増資
平成21年2月5日	資本金	314,457千円に増資
平成21年3月19日	資本金	465,107千円に増資
平成21年8月1日	資本金	100,000千円に減資
平成22年9月28日	資本金	199,993千円に増資
平成22年11月1日	資本金	100,000千円に減資
平成24年1月31日	資本金	150,009千円に増資
平成24年3月2日	資本金	100,000千円に減資
平成24年7月17日	資本金	199,994千円に増資
平成24年7月17日	資本金	100,000千円に減資

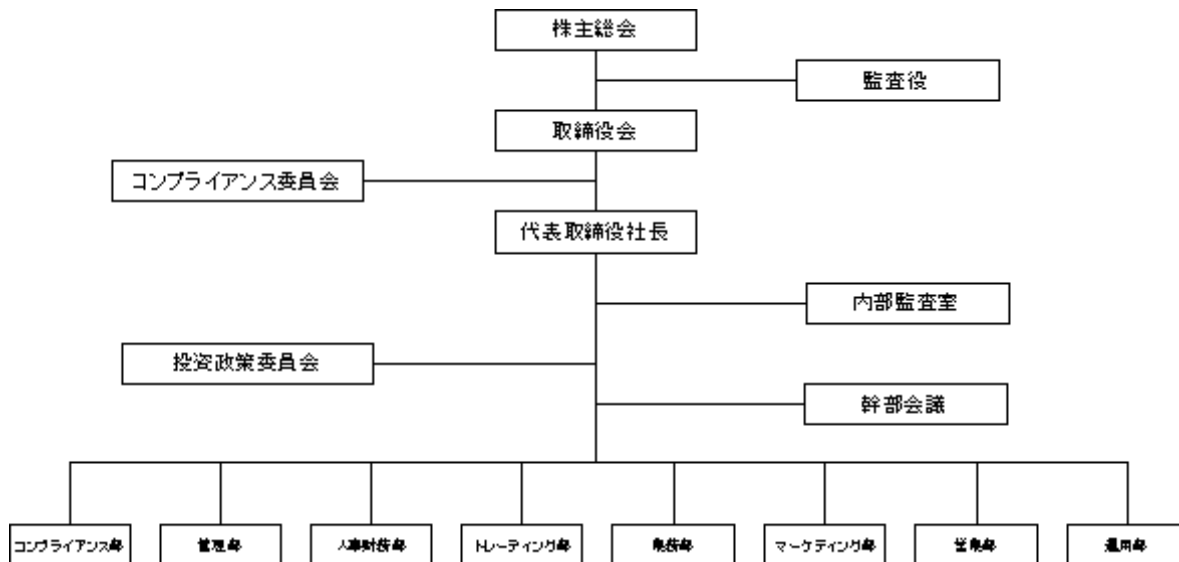
（2）委託会社の機構

①会社の意思決定機構

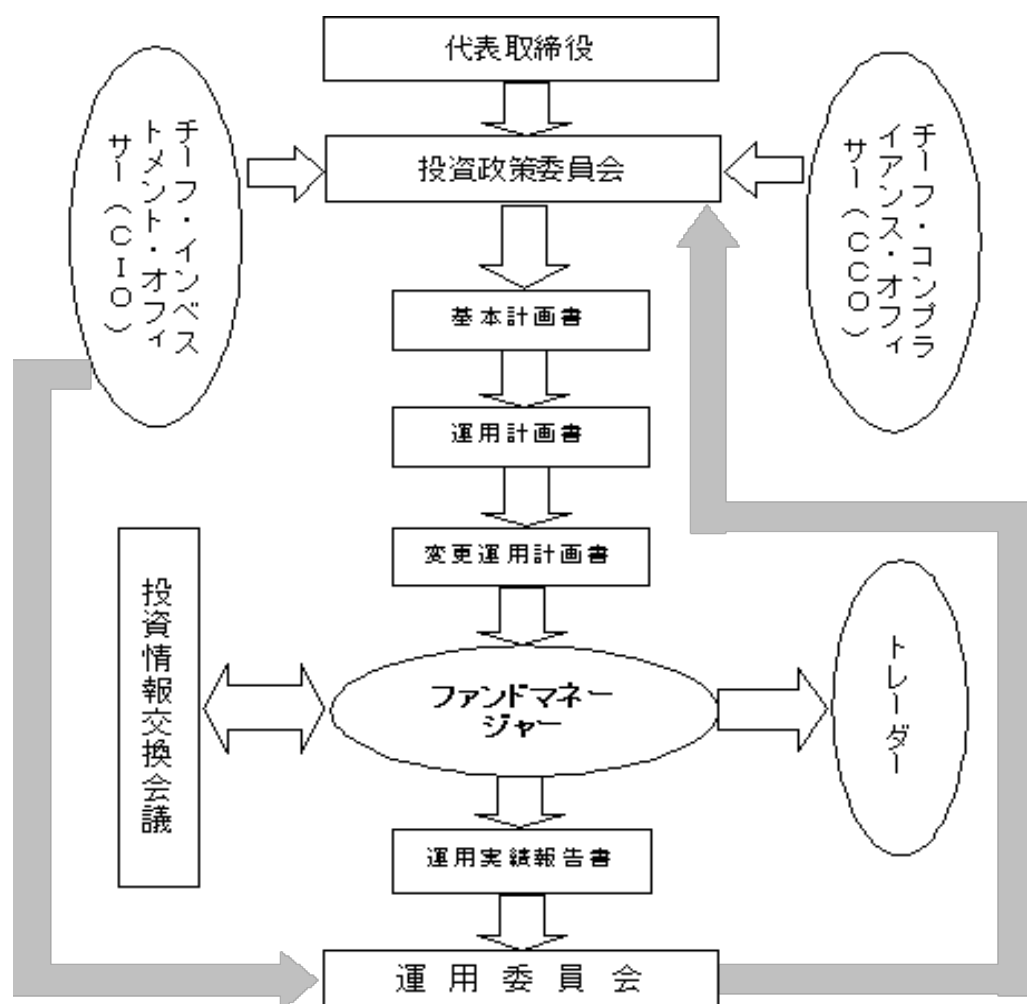
当社の業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、代表取締役若干名を定めます。また、取締役社長を1名選任し、必要に応じて役付取締役を若干名定めることができます。代表取締役社長は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい、業務を執行します。

②組織図



③運用の意思決定機構



<代表取締役>

- ・投資政策委員会の委員長として、「基本計画書」、「運用計画書」、分配政策等を決定します。

<チーフ・インベストメント・オフィサー（CIO）>

- ・運用委員会の委員長となり、運用にかかわる組織運営、ファンドマネージャーの任命・変更及び運用状況の把握等を行ないます。

<投資政策委員会>

- ・代表取締役、取締役、チーフ・インベストメント・オフィサー（CIO）、チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）、運用部長、コンプライアンス部長、管理部長、営業部長等がメンバーとなり、原則として、毎月1回会議を開催します。
- ・「基本計画書」、投資環境の分析、市場動向の見通し等をふまえて原則として毎月作成する「運用計画書」等を審議・決定するほか、運用実績や運用リスクの調査分析を行ないます。
- ・コンプライアンスの観点から計画書の検証も行なわれます。

<ファンドマネージャー>

- ・「基本計画書」、「運用計画書」を策定し、投資政策委員会へ提出します。
- ・投資政策委員会において決定された「基本計画書」、「運用計画書」にしたがって運用を行ない、運用実績について「運用実績報告書」を作成し、運用委員会に提出します。

<運用委員会>

- ・チーフ・インベストメント・オフィサー（CIO）、運用部長、ファンドマネージャーがメンバーになり、原則として、毎週会議を開催します。
- ・ファンドマネージャーが作成した「運用実績報告書」に基づき、運用状況をチェックします。

- ・ファンドの運用実績及び運用リスクの調査・分析等ならびに投資助言業務にかかる助言方針と助言状況等をチェックします。

＜投資情報交換会議＞

- ・チーフ・インベストメント・オフィサー（C I O）、運用部長、ファンドマネージャー、運用部員等がメンバーとなり、原則として、週1回以上会議を開催します。
- ・信託財産の運用にかかわるあらゆる事項（社会・経済、政治、企業、海外動向等）について討議し、情報を交換します。ファンドマネージャーは、その討議内容を参考にして運用します。

＜チーフ・コンプライアンス・オフィサー（C C O）＞

- ・コンプライアンス面から、当社の運用業務及びコンプライアンス部の統括を行ないます。
- ・コンプライアンス部長とともに投資政策委員会に出席し、審議内容についてチェックします。
- ・コンプライアンス部の報告等に基づき、必要に応じて運用にかかわる業務改善を指示・命令します。

＜トレーダー＞

- ・トレーダーは、ファンドマネージャーからファンドにかかる有価証券等の売買等の依頼を受け、取引を実行します。
- ・トレーダーには、法令諸規則に則り、コンプライアンスに配慮して、発注業務等を行なうことが社内規程で義務付けられています。

当社では、信託財産の適正な運用の確保及び受益者との利益相反の防止等を目的として、各種社内諸規程を設けております。

ファンドの運用体制等は、平成25年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用指図（投資運用業）及びその受益権の募集または私募（第二種金融商品取引業）を行なっています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる業務（投資運用業）及び投資助言業務等を行なっています。

平成25年3月29日現在、当社は下記のとおり、投資信託の運用を行なっています。

商品分類	本数	純資産（百万円）
追加型株式投資信託	4	8,601

（但し、親投資信託を除きます。）

3【委託会社等の経理状況】

（1）財務諸表の作成方法について

委託会社であるレオス・キャピタルワークス株式会社(以下「委託会社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。なお、財務諸表の記載金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（2）中間財務諸表の作成方法について

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表の記載金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（3）監査証明について

委託会社の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、東陽監査法人の監査を受けております。

委託会社の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、東陽監査法人の中間監査を受けております。

（4）連結財務諸表及び中間連結財務諸表について

委託会社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成していません。

財務諸表等

財務諸表

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度 (平成23年 3月31日)			当事業年度 (平成24年 3月31日)		
区分	注記 番号	金額（千円）		構成比 (%)	金額（千円）		構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1. 現金及び預金			223,238			131,983	
2. 有価証券			2,771			2,721	
3. 前払費用			1,402			1,709	
4. 未収委託者報酬			5,140			7,804	
5. 未収投資顧問報酬			36,289			15,053	
6. 未収消費税等			13			5,029	
7. その他			167			93	
流動資産合計			269,023	91.6		164,395	88.6
II 固定資産							
(1) 有形固定資産							
1. 建物		26,618			26,618		
減価償却累計額		7,979	18,638		11,114	15,503	
2. 工具、器具及び備品		495			1,542		
減価償却累計額		306	188		472	1,069	
有形固定資産合計			18,826	6.4		16,572	8.9
(2) 無形固定資産							
1. ソフトウェア			371			1,297	
無形固定資産合計			371	0.2		1,297	0.7
(3) 投資その他の資産							
1. 投資有価証券			3,605			3,359	
2. 長期前払費用			1,766			—	
投資その他の資産合計			5,371	1.8		3,359	1.8
固定資産合計			24,569	8.4		21,230	11.4
資産合計			293,593	100.0		185,625	100.0

		前事業年度 (平成23年 3月31日)			当事業年度 (平成24年 3月31日)		
区分	注記 番号	金額（千円）		構成比 (%)	金額（千円）		構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1. 預り金	※1		4,002			8,845	
2. 未払費用			16,407			19,295	
3. 未払法人税等			275			1,599	
4. 前受収益			1,574			1,416	
5. 賞与引当金			8,940			8,903	
流動負債合計			31,199	10.6		40,061	21.6
II 固定負債							
1. 繰延税金負債			4,795			3,550	
2. 退職給付引当金			260			433	
3. 資産除去債務			17,383			17,626	
固定負債合計			22,438	7.6		21,609	11.6
負債合計			53,638	18.2		61,671	33.2
(純資産の部)							
I 株主資本							
1. 資本金			100,000	34.1		100,000	53.9
2. 資本剰余金							
資本準備金		100,000			100,000		
その他資本剰余金		379,479			479,497		
資本剰余金合計			479,479	163.3		579,497	312.2
3. 利益剰余金							
利益準備金		1,345			1,345		
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		△340,860			△556,889		
利益剰余金合計			△339,514	△115.6		△555,543	△299.3
株主資本合計			239,964	81.7		123,953	66.8
II 評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金			△8	△0.0		1	0.0
評価・換算差額等合計			△8	△0.0		1	0.0
純資産合計			239,955	81.7		123,954	66.8
負債純資産合計			293,593	100.0		185,625	100.0

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)			当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)			
区分	注記 番号	金額（千円）		百分比 (%)	金額（千円）		百分比 (%)	
I 営業収益	※1							
1. 委託者報酬		7,387			14,587			
2. 投資顧問報酬		191,415			85,984			
3. その他営業収益		—			—			
営業収益計			198,802	100.0		100,572	100.0	
II 売上原価			—			—		
売上総利益			198,802	100.0		100,572	100.0	
III 営業費用								
1. 調査費				26,026			28,718	
2. 支払手数料				64			492	
3. 営業雑経費				8,276			7,884	
通信費			3,349			3,655		
諸会費			1,510			1,608		
その他			3,416			2,620		
営業費用計				34,367	17.3		37,096	36.9
IV 一般管理費								
1. 給料				120,181			120,147	
給料・手当			94,023			92,721		
賞与			17,129			18,086		
賞与引当金繰入			8,940			8,903		
退職給付費用		89			436			
2. 法定福利費			15,096			16,062		
3. 旅費交通費			3,988			4,976		
4. 租税公課			1,458			1,096		
5. 不動産賃借料	※1		53,429			53,429		
6. 減価償却費			5,164			4,715		
7. 諸経費	※1		68,934			77,732		
一般管理費計			268,253	134.9		278,160	276.6	
営業損失（△）			△103,819	△52.2		△214,684	△213.5	

		前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)		
区分	注記 番号	金額（千円）		百分比 (%)	金額（千円）	百分比 (%)
V 営業外収益						
1. 受取利息			58		40	
2. 受取配当金			45		30	
3. 有価証券評価益			285		—	
4. 支払報酬戻入益			940		—	
5. その他			71		1	
営業外収益計			1,399	0.7	71	0.1
VI 営業外費用						
1. 支払利息			77		—	
2. 有価証券売却損			20,860		—	
3. 投資事業有限責任組合 運用損失			404		168	
4. 為替差損			1,430		855	
5. その他			118		26	
営業外費用計			22,890	11.5	1,050	1.0
経常損失（△）			△125,310	△63.0	△215,663	△214.4
VII 特別損失						
1. 資産除去債務会計基準 適用に伴う影響額			3,059		—	
2. その他			129		—	
特別損失計			3,188	1.6	—	—
税引前当期純損失 （△）			△128,499	△64.6	△215,663	△214.4
法人税、住民税及び 事業税		290			1,610	
法人税等調整額		4,795	5,085	△2.6	△1,244	△0.4
当期純損失（△）			△133,584	△67.2	△216,028	△214.8

（３）【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）	当事業年度 （自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日）
株主資本		
資本金		
当期首残高	100,000	100,000
当期変動額		
新株の発行	99,993	50,009
資本金からその他資本剰余金への振替	△99,993	△50,009
当期変動額合計	—	—
当期末残高	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	100,000	100,000
当期変動額		
新株の発行	99,993	50,009
準備金からその他資本剰余金への振替	△99,993	△50,009
当期変動額合計	—	—
当期末残高	100,000	100,000
その他資本剰余金		
当期首残高	179,491	379,479
当期変動額		
資本金からその他資本剰余金への振替	99,993	50,009
準備金からその他資本剰余金への振替	99,993	50,009
当期変動額合計	199,987	100,018
当期末残高	379,479	479,497
資本剰余金合計		
当期首残高	279,491	479,479
当期変動額		
新株の発行	99,993	50,009
資本金からその他資本剰余金への振替	99,993	50,009
準備金からその他資本剰余金への振替	—	—
当期変動額合計	199,987	100,018
当期末残高	479,479	579,497
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	1,345	1,345
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	1,345	1,345
その他利益剰余金		
当期首残高	△207,276	△340,860
当期変動額		

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
当期純損失（△）	△133,584	△216,028
当期変動額合計	△133,584	△216,028
当期末残高	△340,860	△556,889
利益剰余金合計		
当期首残高	△205,930	△339,514
当期変動額		
当期純損失（△）	△133,584	△216,028
当期変動額合計	△133,584	△216,028
当期末残高	△339,514	△555,543
株主資本合計		
当期首残高	173,560	239,964
当期変動額		
新株の発行	199,987	100,018
当期純損失（△）	△133,584	△216,028
当期変動額合計	66,403	△116,010
当期末残高	239,964	123,953
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	4	△8
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△13	10
当期変動額合計	△13	10
当期末残高	△8	1
評価・換算差額等合計		
当期首残高	4	△8
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△13	10
当期変動額合計	△13	10
当期末残高	△8	1
純資産合計		
当期首残高	173,565	239,955
当期変動額		
新株の発行	199,987	100,018
当期純損失（△）	△133,584	△216,028
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△13	10
当期変動額合計	66,390	△116,000
当期末残高	239,955	123,954

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 売買目的有価証券 決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は、移動平均法により算定しております。） (2) その他有価証券（営業投資有価証券を含む） 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。） 時価のないもの 投資事業有限責任組合出資金については、当該投資事業組合の直近の決算書の当社持分割合で評価、その他については移動平均法による原価法	(1) 売買目的有価証券 同左 (2) その他有価証券（営業投資有価証券を含む） 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。 主な耐用年数は、次のとおりです。 建 物 15～18年 工具、器具および備品 4～15 年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） ソフトウェア 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格をゼロとする定額法によっております。	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同左 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） ソフトウェア 同左
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同左
4. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見積額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の計算に当たっては、退職一時金制度に基づく期末自己都合要支給額を基礎として計算しております。	(1) 賞与引当金 同左 (2) 退職給付引当金 同左

項目	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
5. リース取引の処理方法	リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

表示方法の変更

（貸借対照表）

前事業年度に「流動資産」の「その他」に含めて表示しておりました「未収消費税等」は、資産合計の100分の1を超えたため当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において「流動資産」の「その他」に表示していた181千円は、「未収消費税等」13千円、「その他」167千円として組み替えております。

（損益計算書）

前事業年度に「一般管理費」の「諸経費」に含めて表示しておりました「法定福利費」は、営業費用及び一般管理費の100分の5を超えたため当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において「一般管理費」の「諸経費」に表示していた15,096千円は、「法定福利費」として組み替えております。

追加情報

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

※ 1 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には、区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
流動負債		
未払費用	8,038 千円	8,875 千円

（損益計算書関係）

※ 1 関係会社との取引に係るものが次のとおりに含まれております。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
不動産賃貸料	53,429 千円	53,429 千円
経営指導料	34,116 千円	44,280 千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	1,952	2,237	—	4,189

（変動事由の概要）普通株式の発行済株式の増加は、募集株式の発行2,237株によるものであります。

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	4,189	3,117	—	7,306

（変動事由の概要）普通株式の発行済株式の増加は、募集株式の発行3,117株によるものであります。

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

1. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
1年内	55,446	55,446
1年超	125,369	69,923
合計	180,816	125,369

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。デリバティブ取引は行っておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収投資顧問報酬のうち助言契約に基づく債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主として株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

債務である未払費用及び預り金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、諸規程等に沿って管理部が顧客相手ごとに残高を管理しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行会社の財務状況等の把握を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの計画に基づき管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりません（（注2）を参照ください。）。

前事業年度（平成23年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	223,238	223,238	—
(2) 未収委託者報酬及び 未収投資顧問報酬	41,430	41,430	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	4,072	4,072	—
資産計	268,740	268,740	—
(1) 未払費用	16,407	16,407	—
負債計	16,407	16,407	—

当事業年度（平成24年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	131,983	131,983	—
(2) 未収委託者報酬及び 未収投資顧問報酬	22,858	22,858	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	4,031	4,031	—
資産計	158,873	158,873	—
(1) 未払費用	19,295	19,295	—
(2) 預り金	8,845	8,845	—
負債計	28,141	28,141	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 未収委託者報酬及び未収投資顧問報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価額によっております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する事項については注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負債

(1) 未払費用及び(2) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
非上場株式	0	0
投資事業組合	2,304	2,049

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュフローを見積ることが出来ず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成23年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	223,238	—	—	—

未収委託者報酬及び 未収投資顧問報酬	41,430	—	—	—
合計	264,668	—	—	—

当事業年度（平成24年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	131,983	—	—	—
未収委託者報酬及び 未収投資顧問報酬	22,858	—	—	—
合計	154,841	—	—	—

（有価証券関係）

1. 売買目的有価証券

（単位：千円）

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
事業年度の損益に含まれた評価差額	285	△15

2. その他有価証券 前事業年度（平成23年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差 額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	165	150	15
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	1,050	1,050	0
	小計	1,215	1,200	15
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	85	109	△24
	小計	85	109	△24
合計		1,300	1,309	△8

当事業年度（平成24年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差 額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	173	150	23
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	1,050	1,050	0
	小計	1,224	1,200	24
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	86	109	△23
	小計	86	109	△23
合計		1,310	1,309	1

（注）非上場株式及び投資事業組合（当事業年度の貸借対照表計上額は非上場株式0千円、投資事業組合2,049千円、前事業年度の貸借対照表計上額は非上場株式0千円、投資事業組合2,304千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
(1) 株式	4,577	—	20,860
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	4,577	—	20,860

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、時価評価されていない非上場株式について、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下していると認められるため、129千円の減損処理を行っております。

当事業年度においては該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職金制度の概要

当社は、退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
①退職給付債務（千円）	260	433
②退職給付引当金（千円）	260	433

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
①勤務費用（千円）	260	433
②退職給付費用（千円）	260	433

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

簡便法によっております。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	3,653 千円	3,234 千円
退職給付引当金	106	157
未払費用	868	857
一括償却資産	—	54
減損損失	1,837	999
営業投資有価証券評価損	2,370	2,107
未払事業所税	210	187
資産除去債務	7,104	6,403
繰越欠損金	363,907	401,493
繰延税金資産小計	380,058	415,495
評価性引当額	△380,058	△415,495
繰延税金資産合計	—	—
繰延税金負債		
減価償却	△4,795	△3,550
繰延税金負債合計	△4,795	△3,550
繰延税金負債の純額	△4,795	△3,550

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当

該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失となったため、記載を省略しております。

3. 追加情報

法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.87%から、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から36.33%となります。この税率変更により、繰延税金負債（固定）が443千円減少したことにより、法人税等調整額が同額減少し、当期純利益が同額増加しています。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は1.395%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
期首残高(注)	16,908 千円	17,383 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—	—
時の経過による調整額	475	242
資産除去債務の履行による減少額	—	—
その他増減額(△は減少)	—	—
期末残高	17,383	17,626

(注) 前事業年度の「期首残高」は、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる期首時点における残高であります。

(セグメント情報等)

セグメント情報

1. 報告セグメントの概要

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の金額の算定方法

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の金額に関する情報

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

4. 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1. 製品及びサービスごとの情報

投信投資顧問業の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

当社の本邦以外の外部顧客に対する取引については、重要性が乏しいことから、記載を省略しております。また、当社の本邦以外に所在している有形固定資産はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

主要な顧客ごとの情報について、記載すべき重要なものではありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

関連当事者情報

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主(会社等の場合に限る。)等
前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(単位: 千円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有（被所有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
親会社	(株) I S ホールディングス	東京都千代田区	600	持株会社	所有 直接99.3%	役員の兼任 2名	賃貸料等	56,857	未払費用	8,038
							経営指導料	34,116		

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

(単位：千円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有（被所有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
親会社	(株) I S ホールディングス	東京都千代田区	600	持株会社	所有 直接99.6%	役員の兼任 2名	賃貸料等	56,559	未払費用	8,875
							経営指導料	44,280		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 事務所の賃貸料については、価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し、決定しております。

(注2) 経営指導料については、業務の内容等を勘案して決定しております。

(注3) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

(単位：千円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有（被所有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
同一の親会社を持つ会社	(株) I S ソフト	東京都千代田区	10	システム開発	なし	役務の提供	投資顧問料	115,393	未収投資顧問報酬	25,507

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

(単位：千円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有（被所有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
同一の親会社を持つ会社	(株) I S ソフト	東京都千代田区	10	システム開発	なし	役務の提供	投資顧問料	10,351	未収投資顧問報酬	105

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資顧問料については、業務の内容等を勘案して決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社 I S ホールディングス（未上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	57,272.67円	16,964.53円
1株当たり当期純損失金額	43,279.88円	45,873.80円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
当期純損失金額（千円）	133,584	216,028
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純損失金額（千円）	133,584	216,028
期中平均株式数（株）	3,086	4,709

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

[次へ](#)

中間財務諸表等
 中間財務諸表
 (1) 中間貸借対照表

		当中間会計期間 (平成24年9月30日)		
区分	注記番号	金額（千円）		構成比 (%)
(資産の部)				
I 流動資産				
1. 現金及び預金			220,686	
2. 有価証券			2,535	
3. 未収委託者報酬			14,071	
4. 未収投資顧問報酬			18,125	
5. その他	※1		4,892	
流動資産合計			260,311	93.0
II 固定資産				
(1) 有形固定資産				
1. 建物		26,618		
減価償却累計額		12,417	14,200	
2. 工具、器具及び備品		1,803		
減価償却累計額		778	1,024	
有形固定資産合計			15,225	5.5
(2) 無形固定資産				
1. ソフトウェア			1,131	
無形固定資産合計			1,131	0.4
(3) 投資その他の資産				
1. 投資有価証券			3,196	
投資その他の資産合計			3,196	1.1
固定資産合計			19,552	7.0
資産合計			279,863	100.0
(負債の部)				
I 流動負債				
1. 未払費用			21,917	
2. 未払法人税等			475	
3. 賞与引当金			8,734	
4. 預り金			6,048	
5. その他			1,337	
流動負債合計			38,513	13.8
II 固定負債				
1. 繰延税金負債			3,254	
2. 退職給付引当金			638	
3. 資産除去債務			17,749	
固定負債合計			21,641	7.7
負債合計			60,154	21.5
(純資産の部)				
I 株主資本				
1. 資本金			100,000	35.7
2. 資本剰余金				
資本準備金		100,000		
その他資本剰余金		679,486		

資本剰余金合計		779,486	278.5
3. 利益剰余金			
利益準備金	1,345		
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	△661,072		
利益剰余金合計		△659,726	△235.7
株主資本合計		219,759	78.5
II 評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		△49	△0.0
評価・換算差額等合計		△49	△0.0
純資産合計		219,709	78.5
負債・純資産合計		279,863	100.0

(2) 中間損益計算書

		当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)		
区分	注記番号	金額（千円）		百分比 (%)
I 営業収益				
1. 委託者報酬		14,193		
2. 投資顧問報酬		42,340		
営業収益計			56,534	100.0
II 売上原価		—		
売上総利益			56,534	100.0
III 営業費用			20,075	35.5
IV 一般管理費			139,785	247.3
営業利益（△損失）			△103,327	△182.8
V 営業外収益	※ 1		88	0.1
VI 営業外費用	※ 2		759	1.3
経常利益（△損失）			△103,998	△184.0
税引前中間純利益（△損失）			△103,998	△184.0
法人税、住民税及び事業税		480		
法人税等調整額		△296	184	0.4
中間純利益（△損失）			△104,183	△184.3

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間

(単位：千円)

	自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日
株主資本	
資本金	
当期首残高	100,000
当中間期変動額	
新株の発行	99,994
資本金からその他資本剰余金への振替	△99,994
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	100,000
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	100,000
当中間期変動額	
新株の発行	99,994
準備金からその他資本剰余金への振替	△99,994
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	100,000
その他資本剰余金	
当期首残高	479,497
当中間期変動額	
資本金からその他資本剰余金への振替	99,994
準備金からその他資本剰余金への振替	99,994
当中間期変動額合計	199,988
当中間期末残高	679,486
資本剰余金合計	
当期首残高	579,497
当中間期変動額	
新株の発行	99,994
資本金からその他資本剰余金への振替	99,994
準備金からその他資本剰余金への振替	—
当中間期変動額合計	199,988
当中間期末残高	779,486
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	1,345
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	1,345
その他利益剰余金	
当期首残高	△556,889
当中間期変動額	
中間純損失（△）	△104,183
当中間期変動額合計	△104,183
当中間期末残高	△661,072

利益剰余金合計	
当期首残高	△555,543
当中間期変動額	
中間純損失（△）	△104,183
当中間期変動額合計	△104,183
当中間期末残高	△659,726
株主資本合計	
当期首残高	123,953
当中間期変動額	
新株の発行	199,988
中間純損失（△）	△104,183
当中間期変動額合計	95,805
当中間期末残高	219,759
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	1
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△50
当中間期変動額合計	△50
当中間期末残高	△49
評価・換算差額等合計	
当期首残高	1
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△50
当中間期変動額合計	△50
当中間期末残高	△49
純資産合計	
当期首残高	123,954
当中間期変動額	
新株の発行	199,988
中間純損失（△）	△104,183
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△50
当中間期変動額合計	95,754
当中間期末残高	219,709

重要な会計方針

項目	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	(1) 売買目的有価証券 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は、移動平均法により算定しております。） (2) その他有価証券（営業投資有価証券を含む。） 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。） 時価のないもの 投資事業有限責任組合出資金については、当該投資事業組合の直近の決算書の当社持分割合で評価、その他については移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。 主な耐用年数は、次のとおりです。 建 物 10～15年 工具、器具および備品 5～6年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） ソフトウェア 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見積額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の計算に当たっては、退職一時金制度に基づく期末自己都合要支給額を基礎として計算しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

会計方針の変更

当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
（減価償却方法の変更） 当社は、法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。これによる、損益に与える影響は軽微であります。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

※ 1. 消費税等の取り扱い

当中間会計期間において、仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動資産の「その他」に含めて表示しております。

（中間損益計算書関係）

※ 1. 営業外収益のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	
受取利息	19 千円
受取配当金	30 千円

※ 2. 営業外費用のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	
有価証券評価損	165 千円
為替差損	481 千円

3. 減価償却実施額

当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	
有形固定資産	1,609 千円
無形固定資産	166 千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首（株）	増加（株）	減少（株）	当中間会計期間末（株）
普通株式	7,306	11,789	—	19,095

（変動事由の概要）普通株式の発行済株式の増加は、募集株式の発行11,789株によるものであります。

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

1. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	
1年内	55,446 千円
1年超	42,200 千円
合計	97,646 千円

（金融商品関係）

当中間会計期間末（平成24年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）を参照ください。）。

	中間貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
（1）現金及び預金	220,686	220,686	—
（2）未収委託者報酬及び 未収投資顧問報酬	32,197	32,197	—
（3）有価証券及び投資有価証券	3,794	3,794	—
資産計	256,678	256,678	—
（1）未払費用	21,917	21,917	—
（2）預り金	6,048	6,048	—
負債計	27,965	27,965	—

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

（1）現金及び預金、並びに（2）未収委託者報酬及び未収投資顧問報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（3）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価額によっております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する事項については注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負債

（1）未払費用及び（2）預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	0
投資事業有限責任組合出資金	1,936

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュフローを見積ることが出来ず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「（3）有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

（有価証券関係）

当中間会計期間（平成24年9月30日）

その他有価証券

	種 類	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差 額 （千円）
中間貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	1,051	1,050	0
	小計	1,051	1,050	0
中間貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	(1) 株式	130	150	△19
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	78	109	△31
	小計	208	259	△50
合計		1,259	1,309	△49

（注）非上場株式及び投資事業有限責任組合出資金（中間貸借対照表計上額 非上場株式0千円、投資事業有限責任組合出資金1,936千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当中間会計期間（平成24年9月30日）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度期首残高	17,626千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—千円
時の経過による調整額	122千円
資産除去債務の履行による減少額	—千円
その他増減額（△は減少）	—千円
当中間会計期間末残高	17,749千円

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

（ア）製品及びサービスごとの情報

投信投資顧問業の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（イ）地域ごとの情報

当社の本邦以外の外部顧客に対する取引については、重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

す。また、当社の本邦以外に所在している有形固定資産はありません。

(ウ) 主要な顧客ごとの情報

主要な顧客ごとの情報について、記載すべき重要なものではありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	
1株当たり純資産額	11,505円70銭
1株当たり中間純損失金額	△8,537円72銭

(注) 1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
中間純損失（千円）	△104,183
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る中間純損失（千円）	△104,183
普通株式の期中平均株式数（株）	12,202

なお、当中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役、その他役員に類する役職にある者または使用人との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（1）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（2）訴訟事件その他の重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実または与えると予想される事実は、ありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

(a)名称	(b)資本金の額※	(c)事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

※ 平成24年4月末現在

（2）販売会社

(a)名称	(b)資本金の額※	(c)事業の内容
株式会社ライブスター証券	2,100百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

※ 平成24年3月末現在

2【関係業務の概要】

（1）受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

＜再信託受託者の概要＞

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金：51,000百万円（平成24年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱い及び販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

3【資本関係】

（1）受託会社

該当事項は、ありません。

（2）販売会社

該当事項は、ありません。

第3【参考情報】

当計算期間中において、当ファンドにかかる書類を以下の通り提出しております。

書類名	提出年月日
有価証券届出書	平成24年11月19日
有価証券報告書	平成24年11月19日
有価証券届出書の訂正届出書	平成24年11月22日

独立監査人の監査報告書

平成25年4月4日

レオス・キャピタルワークス株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 吉田 光一郎 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 朝貝 省吾 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているレオス・アジアセレクト株式ファンドの平成24年8月21日から平成25年2月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レオス・アジアセレクト株式ファンドの平成25年2月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

レオス・キャピタルワークス株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年5月29日

レオス・キャピタルワークス株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 光一郎 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 朝貝 省吾 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているレオス・キャピタルワークス株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レオス・キャピタルワークス株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年11月22日

レオス・キャピタルワークス株式会社

取締役会御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 吉田 光一郎
業務執行社員指定社員 公認会計士 朝貝 省吾
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているレオス・キャピタルワークス株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第10期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、レオス・キャピタルワークス株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上